

官報

号外

昭和三十一年五月八日

○第二十四回 衆議院會議録第四十五号

昭和三十一年五月八日(火曜日)

議事日程 第四十二号

昭和三十一年五月八日

午後一時開議

第一 公共企業体職員等共済組合
法案(参議院提出)

●本日の會議に付した案件

在外財産問題審議會委員長任命につ
き国会法第三十九条但書の規定
により議決を求めるの件

全国的霜害対策に関する緊急質問
(神田大作君提出)

經濟企画庁設置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)及び北海道
開発庁設置法案(内閣提出)の趣
旨説明及び質疑

日程第一 公共企業体職員等共済
組合法案(参議院提出)

運輸省設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

千九百五十五年五月三十一日に東
京で署名された農産物に関する
日本国とアメリカ合衆国との間
の協定第三條を改正する議定書
の締結について承認を求めるの
件

農産物に関する日本国とアメリカ
合衆国との間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件

午後一時三十八分開議
○議長(益谷秀次君) これより會議を
開きます。

○議長(益谷秀次君) お諮りいたしま
す。内閣から、在外財産問題審議會委
員に本院議員登壇一君、同受日新吉
君、同大平正芳君、同藤枝泉介君、同
古屋貞雄君、参議院議員遠藤柳作君、
同小西英雄君、同田畑金光君及び同竹
下豐次君を任命するため、国会法第三
十九条ただし書きの規定により本院の
議決を得たいとの申し出があります。
右申し出の通り決するに御異議ありま
せんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よって、その通り決しまし
た。

全国的霜害対策に関する緊急質問
(神田大作君提出)

○議長(益谷秀次君) 議事日程追加の緊急
動議を提出いたします。すなわち、こ
の際、神田大作君提出、全国的霜害対
策に関する緊急質問を許可されんこと
を望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議
に御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よって、日程は追加せられま
した。
全国的霜害対策に関する緊急質問を
許可いたします。神田大作君。

〔神田大作君登壇〕

○神田大作君 私は、日本社会党を代
表して、このたびはほとんど全国一円を
覆った凍霜害による農作物の甚大なる
被害に關し、総理大臣、大蔵大臣、農
林大臣に對し緊急質問を行わんとする
ものであります。

今凍霜害は、四月二十九日より三
十日にわたり、北関東、東北、中部、
近畿、九州、四国の各県を中心とし、
北海道を除くほとんど全国各地域に及
ぶ激烈なる寒波の襲来を見、麦、桑、
茶、バレイショ、果樹、苗しろ、菜種、
蔬菜、葉タバコ等、発芽期、開花期、
結実期及び出穂期に當った各種作物に
甚大なる被害を与えたのであります。

中央気象台がいち早く発表した農業気
象災害推定調査報告によりまして、も
被害地域の広さと被害の深度において
は、昭和二十八年度の凍霜害に比し
て、それ以上甚大であると報告されて
おるのであります。

私は、党より派遣されまして、一部
被害地を調査し、たび重なる災害に打
ちおれた被害農家に對して言ひべき
言葉もなかつたのであります。総理

大臣は、この際、この氣の毒なる全国
の幾百万の被害農家の惨状に對し、い
かなる心境と、その対策に對する決意
を持つておられるか、まず率直なる見
解をただすものであります。(拍手)全
国の農民は、あなたの同情ある言葉と
誠意のある実行とを今やおそしと待ち
望んでおるのであります。常に友愛を
口にする総理は、このような災害にこ
そ、陣頭に立つて、その対策に立ち上
るべきであると思ふのであります。が、
その心境を披瀝されたいと思ふので
あります。(拍手)

第二に、これが救済措置に關し、農
林、大蔵両省を初め関係各省に對し、
これが対策に關して真剣なる態度を
もつて臨まれんことを要求し、以下、
数点にわたつて質問を行わんとするも
のであります。(拍手)

二十八年における凍霜害に際し國の
とつた措置を見ますに、まず融資特
別措置法を制定いたし、二十億圓を限
度とする営農資金の融資に對し利子補
給、損失補償等の措置を講ずるとも
に、一方では、農林漁業金融公庫法を
改正して、政府は約一億圓の増資をは
かり、肥料、畜産、種子の購入資金の
貸付を行い、また、予備金の支出に
よつて、樹勢の回復のための肥料代、
病虫害防除のための農薬代、雑穀共同
飼育施設費、蚕種代、技術指導費等の
補助金として五億八千九百四十萬圓を
支出しておるのであります。他方、
農業共済再保険特別会計より三億四千
萬圓の概算払いを行い、また、連合会
の仮払い準備金として、共済基金に對
し三億三千萬圓の融資をはかり、か
つ、被害農家中食糧に困難するものに
對し政府所有の麦を売り渡し、その代

金の延納措置を講じたのであります。
以上の融資、助成、共済金の早期支払
い、食糧等の諸種の措置は、不十分か
つスローモーであつたけれども、これ
を行なつたからして、幸うして農民は
生産を継続する意欲を持ったのであり
ます。

しかるに、二十九年、三十年に
おける政府の凍霜害対策を見ますと
と、補助金の支出における若干の不正
不当の支出のあつたことを口実とい
ひまして、災害対策の費目及び金額を
大幅に整理削減し、昭和二十九年の
凍霜害においては、單なる融資措置と
動力噴霧器等に對する若干の助成にと
どめ、さらに昭和三十年の凍霜害に
至つては、ついに融資措置のみでお茶
を濁し、被害農民の不信を買つたので
あります。

このように、政府が最近になつて災
害対策に逐次冷淡となつておりますこ
とは明らかであります。これを主導
しておるのは財政当局であります。大
蔵省当局であります。政治の要諦は、
申すまでもなく、國民をその災害から
救ひ、それから守り、生業に後顧な
かりしむるにあります。政府は、今次大
災害に際しては、よろしく大悟一番、
万全の措置を講じ、もつて被害農民の
困窮を救済すべきであります。私は、
罹災農民の立場に立つて、政府がすみ
やかにさねばならぬ具体的事項を
一々あげまして、当局の明快なる答弁
を求めるものであります。(拍手)

昭和三十一年五月八日 衆議院會議録第四十五号

在外財産問題審議會委員長任命につ
き国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 全国的霜害対策に関する

昭和三十一年五月八日 衆議院會議録第四十五号 全国的霜害対策に関する神田君の緊急質問

ることです。第三には、被害作物の樹勢回復のために速効肥料の無償交付をすることです。第四は、被害農作物に対する病虫害防除に対する助成を講ずることです。第五は、予備金共同飼育施設、掃き立て不能畜産代金の補償等、その被害まことに甚大であるところの養蚕農家に對する対策であります。第六には、被害農家に對する所得税の減免であります。第七に、被害府県、市町村に對し、その財政を救済するための地方交付税の増額であります。

以上、その災害に對するおもなる救済対策であるが、それをなすに當つて、迅速と、その被害に對し十分なる財政的裏づけが必要であることは、申すまでもないのであります。関係大臣は、これら一つ一つの事について、この議場を通じて、悲しみと涙にむせんでおられる幾千万の農民に對し明確なる答弁をしてもらいたいと存する次第であります。(拍手)

次に、私は、今次凍霜害に對する被害の状況の報告を求めたものであります。昭和二十八年年度の凍霜害は、主たる農産物の受けた損害は、公式発表によりますれば九十三億円であります。が、今次災害は、これに匹敵するとも劣らざる大問題であると思ふのであります。これに對しまして、総合的な救済措置をすみやかに講ずべきは、先ほど述べた通りでありますけれども、具体策の樹立に當つては、その被害状況を的確に把握することです。二十八年年度における凍霜害の発生より第一次調査が終了するに至るまでは約二週間の期間がかかったと言つておりますけれども、今回の凍霜害に當つ

て、当局は三週間を要すると言つております。一年を経ることに、科学的調査の技術が進歩して、その被害の的確な確認が早まって、迅速なる対策ができるというなら、話がわかるのでありますけれども、それはあべこべに、調査が年々おくれるというのでは、話にならない、怠慢もはなはだしと申さなければなりません。(拍手)統計調査部の災害調査委員が不足であるというならば、何ゆゑに、三十一年度予算において、必要欠くべからざるものの人員の整理を行つたのであるか。また、聞くところによると、農林省の行政機構の改革に當り、今までは災害対策の取りまとめは官房総務課が當つたのであります。が、何ゆゑか経済局農政課に移した。これでは総合的な災害対策に支障を来たすものであるが、官庁内のなわ張り争ひによつて被害をこうむるものは全国の農民である。これによつて適切な対策ができない、これによつて支障を来たすというならば、われわれは断じてこれを許すことはできないと存するものであります。次に、私は、今次凍霜害に對する被害の状況の報告を求めたものであります。(拍手)政府は今回の被害調査を迅速かつ的確に調査すべきであるが、その完了は一体何月何日までであるか、明確にこれを答弁されたい。なお、現在の調査の状況においては、いかなる被害の現況であるかを報告されたいと思ふのであります。また、従来、これらの災害の調査に當つては、面積、金額等に関する地方側の報告と中央の調査との間にはなほだしい懸隔が見られ、二十八年年度においては実に七対一の開きがあらつて、政府及び県はそれぞれ權威を失墜したのであるが、政府はよろしく統一的調査方法を確立し、いやし

くも不公平のそしりのなきよう万全の措置をすべきであるが、これらに對する所見を伺いたいものであります。次に、政府は、被害農家に對し、二十八年年度当時と同様の総合的施策を講ずる意図ありやなしやを伺いたいと思ふのであります。単に天災融資法に基く融資のみならず、各般の助成措置を並行的に実施すべきものと考へるのがあるが、その所見はいかがであらうか、承りたいものであります。二十八年年度の例に徴しますると、桑に對する施策は一応これを是認するといひました。また、果樹、蔬菜、葉タバコに對する救済措置は、はなはだ貧弱でありまして、特に麦は凍霜害により生理障害を惹起してあります。が、外見に変化がなかつたためにこれを認めた。後日に至つて大問題が起つたのであります。これがために登熟がおくれ、青刈りせざるを得ないのでありまして、これに對して、飯用麦、飼料対策、明年度の種子確保、五等麦の規格設定等の措置をとるべきでありますけれども、これが所見はいかがでございましょうか。(拍手)

また、共済金の早期支払い措置についてであります。法令に基いて概算払いを実施するのはもちろん、連合会の仮払い措置のために融資及び利子補給を実施すべきであると思ふが、その所見はいかがでございましょうか。なお、例年の凍霜害により手ひどくたたかれ、打撃をこうむつておりますところの開拓農民であります。開拓者は、まだ共済制度の恩恵を受けることのできないほど、その営農条件はまことに不利であります。彼らに對しては、一般の救済措置のほか、開拓者資金融資法の改正により、三十一年度の被害開拓者に對しても、特に生産設備資金の貸付により営農条件の一段の推進に役立たしむべきであると思ふのであります。政府はこのような考えを持つておるかどうかを伺いたいと思ふのであります。(拍手)

最後に、私は、総理大臣並びに関係大臣に對し、昭和二十八年年度の凍霜害に引き続き昭和二十九年年度の災害を受け、三十一年度は幸いにして未曾有の豊作に恵まれて、農民はようやく愁眉を開いたのであります。ところが、本年また思わぬ凍霜害に襲われ、農民は全くあすへの希望を失いました。惨たんとして悲涙にむせんでおります。しおれた桑の若芽をつかんで、しよる人たちの姿を見たとき、この人たちは何とかしなければならぬと思ふことは、これは私だけではないと思ふのであります。○議長(金谷秀次君) 神田君、時間が参りましたから簡単に願います。○神田大作君(純) 今やわが国の農政は植民地農政に墮しつづつあるといわれれております。外国の余剰農産物の買手としての日本の農業は、その自主性を失いつつあります。政府は、この大災害を期に、植民地根性を一掃いたしまして、国家百年の計に基く農業政策を確立すべきであると思ふのであります。霜にも、風にも、雨にも、アメリカの麦にも負けなところの自主的農業政策の確立こそ、私は大事であると思ふのであります。これに對する所信を伺ひまして、私の簡単な質問を終りいたします。(拍手)

○國務大臣(鳩山一郎君) 神田君の御質問にお答えをいたします。

今回の凍霜害の被害につきましましては、すでに十数県よりその被害状況の通報を受けております。被害の甚大なるに驚きまして、同情にたえない次第でございまして、政府としては、目下のところ、当面の技術指導に万全を期するのと同時に、その実態につましまして調査中でありまして、被害の判明次第すみやかに適切な対策を講ずることといたします。(拍手)

詳細は主管大臣より答弁をしていただくことにいたします。○國務大臣(一萬田尚登君) 四月の二十九日、三十日、五月一日にかけまして、関東、東海及び東北、近畿、中国、九州、四国の一部に霜がおりました。桑、麦、果樹、茶等、農作物に大きな被害のありましたことに、まことに痛心いたしました。おわけであります。すでに十数府県から被害の通告があつたのであります。が、なお、全体の被害状況を把握するには、ちよつと今日第一回の報告にかかると思つておるのであります。関係者を奮勵いたしまして、できるだけ早く実情を把握いたしたいと考えております。目下のところは、当面技術指導に万全を期しますことも、とりあへず、追肥の需要に応じまして、保管施設の緊急譲渡使用を全購連に對して行なつております。

なお、このつなぎ融資につきましては、農林中央金庫と連絡済みであります。なお、天災により被害の農家に對する融資措置法の適用をいたしまして、営農資金に十分な処置をいたしたい、かように考えております。なお、農業共済金の早期支払いについても努力をいたしたいと存じます。

その他につきましては、被害の判明次第、被害状況に応じまして、あらゆる努力を傾倒いたしたいと考える次第であります。

なお、開拓農家に對し、その営農に支障のないよう特段の配慮をはかりたい、かように考えているわけでありませう。

さらに被害が判明いたし次第、なお報告いたすことにいたします。(拍手)

〔國務大臣太田正孝君登壇〕

○國務大臣(太田正孝君) 今回の災害は痛ましいことと存じます。災害を受けた農家が租税の減免をされた場合に、地方団体の収入が減少いたした場合には、特別交付税の交付について考慮する考えでございます。(拍手)

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(益谷秀次君) この際、国会法第五十六条の二の規定により、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案及び北海道開発庁設置法案の趣旨の説明を順次求めます。國務大臣石橋湛山君。

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣(石橋湛山君) 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案につきましては、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、さきに、行政審議会の答申に基きまして、行政事務の管理を強化し、その能率を向上させるため、行政機構の改革及び行政運営の改善をはかることとしたのであります。この改正法案もその一環をなすものであります。すなわち、従来總理府の長としての内閣總理大臣の所轄に属しておりました事務はきわめて複雑かつ多岐にわたっており、事務運営の能率化と責任体制の明確化の趣旨から、極力各行政機関の長に移管することとせられたのであります。この意味において、従来内閣總理大臣に属しておりました公正取引委員会の所轄権を経済企画庁長官に移管し、總理府の付属機関であつた電源開発審議会を経済企画庁の付属機関とした次第であります。もちろん、所轄権の変更がありましても、公正取引委員会が従前通り職権行使の独立性を有することは、あらためて申し上げるまでもございせん。

次に、今回の行政機構改革におきまして、内政の総合的かつ能率的な運営を確保するため内政省が新設せられることになりましたので、国土の開発に關する事務の所掌を調整いたしまして、従来経済企画庁の所掌しておりました国土調査法、特殊土地より地帯災害防除及び振興臨時措置法、離島振興法に關する事務及び国土総合開発法に關する事務の一部を内政省に移管し、経済企画庁は企画官庁または総合調整官庁としての性格を明確ならしめる等の措置をとることとした次第であります。

以上が経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の趣旨の概略でございます。(拍手)

北海道開発庁設置法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(益谷秀次君) 國務大臣正力松太郎君。

〔國務大臣正力松太郎君登壇〕

○國務大臣(正力松太郎君) 北海道開発庁設置法案につきましては、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、北海道の開発を一そ総合的に、かつ民主的に推進するため、現行の北海道開発法の規定にある参事及び北海道開発審議会委員の定数の増員を行いますこと、その開発を担当する現地機関を統合して強力なものとし、開発行政の一元化をはかりましたこととあります。

次に、この法律案のおもなる点を申し上げますと、第一に、参事の増員であります。従来、参事は、北海道開発法第七条で十人以内を置き、関係行政機関の職員のうちから任命することになつて居るのでありますが、開発の総合化を期するために、各機関の範囲を拡大して、広く関係機関の意見を聞く必要があると考へまして、その員数を十六人以内を増加するものであります。

第二は、北海道開発審議会委員の増員であります。従来、委員の定数は、開発法第十条によりまして二十人以内を置くことになつておるのであります。これを三十人以内に変更するものであります。これは、総合開発計画の重要事項について一そ広く各界の衆知を集める必要を痛感したからであります。北海道の市町村長及び市町村議会の議長から四人、学識経験者から六人ということにいたしてあります。

第三に、開発行政の一元化であります。現在、北海道の開発行政には、北海道開発局のほか、札幌通商産業局、北海道海運局、札幌陸運局等の国の出先機関がその衝に當つておるのであります。政府といたしましては、北海道の開発を一そ強力に、かつ総合的に推し進めて参りますためには、これ等行政機関のうち、今申し述べました開発局、通商局、海運局及び陸運局を統合いたしまして、北海道開発庁の地方支分部局たる北海道総局とすることとに、これに農林省、通商産業省、運輸省及び建設省の所掌事務のうち開発に必要な事務の一部を分掌させ、現地に於いてこれらの事務の調整を行い、開発行政の一元化をはかることが必要であると考へたのであります。

終りに、この法律案の提出に伴ひまして、北海道開発法の廃止、職員身分の引き継ぎ等、所要の法的措置を行う必要があるものであります。これは別途提出いたします関係法律の整理に關する法律案において一括御審議を願ふことといたしてあります。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び北海道開発庁設置法案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(益谷秀次君) ただいまの趣旨の説明に對し、質疑の通告がおります。これを許します。渡邊惣藏君。

〔渡邊惣藏君登壇〕

○渡邊惣藏君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されました経済企画庁設置法の一部を改正する法律案及び北海道開発庁設置法案につきまして質問を行いますのであります。

この二法案は、さきに四月二十六日に本院に提出をされました国家行政組織法の一部を改正する法律案、内政省設置法案その他二法案とも密接不可分の關係を有する行政機構改革に關する一連の重要法案でありますので、特に鳩山總理大臣を初め関係各大臣の誠意ある率直なる答弁を要求するものであります。(拍手)

最初に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案に關して質問をいたします。

経済企画庁の前身は、御承知のように、経済審議庁であり、経済安定本部であります。敗戦直後のわが国は、経済安定本部の設置によりまして、悪性インフレと戦ひながら、国民経済の安定と経済再建のための計画とその総合施策の樹立に、不十分ながらも成果を示して参りました。ところが、その目的を十分發揮し得ないうちに、安定本部は経済審議庁と変り、さらに三転して現在の経済企画庁となるに至つたものであります。わが国の経済計画の貧困は、実にかくのごとくにネコの目のように変転する行政機構いじりに終始してゐるところに基因するものであつて、その上、当初の安定本部設置の趣旨から著しくかけ離れた性格に衣がえ

昭和三十一年五月八日 衆議院會議録第四十五号 經濟企圖設置法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する渡邊君の質疑

六八八

した結果にあると言つても過言ではないと、そう信ずるものでござります。

(拍手)先般発表されました經濟自立五カ年計画一つを取り上げてみましても、全くの机上プランであつて、三十一年度の予算とは何らの関連も見出せぬ、安易な作文に終つておることは、国会の論議を通じて明らかなのであつて、議者の一致した見解であります。

(拍手)このことは、決して能力の貧困に由来するものではなくて、実に機構の欠陥と政府の新經濟政策建設への熱意の喪失によるものであるといわざるを得ません。(拍手)政府は、この現実に深くメスを入れることなく、行政機構全体とのつながりさえも無視して、いたずらに機構いじりに終始して、その責任の所在から目をおわせようとしておるのであります。一体、鳩山総理大臣及び經濟企圖局長官は、この現実をどうお考えになつておられるのか、日本經濟の長期計画の樹立とその実施について、いかなる熱意と成果とをお持ちになつておられるのか、この際これをお尋ね申し上げる次第でございます。

(拍手)第二の点は、今日まで總理府の外局として置かれていた公正取引委員会が、本法の改正によつて、新たに經濟企圖庁の所管に置かれることとあります。申し上げるまでもなく、最近におけるわが國經濟は、財閥が復活され、大企業は獨占集中が著しく促進されております。このことは、保守政權と結合しつゝある大企業の不正取引が増大しつゝあることを物語るものであります。その反面においては、中小企業に對するところの不当なる抑圧が急速に増大、加重しつゝあることを示すもの

のであります。本国会におきまして、百貨店法や下請代金支払遅延防止法を政府が提出せざるを得なくなつたのも、こうした中小企業の必死の抵抗の前に、政府及び与党もついに屈服せざるを得ないほど、深刻なる事態に直面するに至つたからであります。(拍手)

すなわち、この際、公正取引委員会は、ますますその機構を強化して、独立した強力なる活動が要されるのであります。この現実を目をおおわんとする政府は、行政簡素化の美名に隠れて、これを經濟企圖庁の調整機能に転落して、獨占禁止法の番人としての役割を押しつけようとするところの態度は、いかなる情勢分析と理由に基づくものであります。鳩山総理、經濟企圖局長官、行政管理局局長官の明確なる答弁を求めらるべきであります。(拍手)

第三点は、国土綜合開發計画とその実施に關する問題であります。本法案によりますと、その第五條におきまして、従来四部制でありました機構を四局に昇格することになつております。そのうちでも、従来の開發部が總合開發局といふことになるのであります。しかるに、内政省設置法案におきまして、十一局の中に開發局が設けられることになつております。また、過日成立いたしましたところの首都圈整備法におきましても、總理府の外局たる行政組織としての首都圈整備委員会が設置されております。しかも、現に總理府の外局として北海道開發庁があるにもかかわらず、さらに、関係各省と北海道庁との間に、その中間トネル機關として北海道總局が提案されていふという状態でありまして、

国土綜合開發が今日ほど強力に、統一的に、計画的にその遂行が要望されておりますときに、それとは全く逆に、機構の重複、分散、複雑化が現われてきているという状態でありまして、たとへば、その一つの例を申し上げますと、昭和二十五年に制定された北海道開發法が廃止されて、単なる行政組織たる北海道開發庁及び北海道總局だけが作られるかと思ひますと、次に

は、国土開發法の中で、全國開發計画だけが經濟企圖庁の所管となる。地方開發計画と特定地域開發計画と都府県開發計画は内政省の所管となる。首都圏におきましては、關係都府県は首都圈整備委員会と内政省の二重の指揮監督を受けることになつて、北海道開發計画は、北海道開發庁と經濟企圖庁と内政省との三重の指揮監督を受けることになつておる。国土開發審議會は、經濟企圖局長官と内政大臣の二本建の諮問機關となつて、その責任の所在が明らかでなくなつてしまひます。こういふ、まことに複雑怪奇きわまるものであります。鳩山さんおわかりになりますか。このたび鳩山内閣によつて行政機構の改革が打ち出されましたのは、その簡素化による能率化がねらいであつたことは申し上げるまでもありません。しかるに、このたびの政府提案は、完全なる公約じやうりであり、官僚セクト主義と閣内の不統一を暴露したものだといわなければなりません。(拍手)特に、この点に關しまして、鳩山総理及び經濟企圖局長官、行政管理局局長官、馬場建設大臣、正力國務大臣の答弁を求めらるべきものであります。

次に、北海道開發庁設置法案について質問を申し上げます。

この法案は、昭和二十五年に制定された北海道開發法を廃止して、これを単なる行政組織たる北海道開發庁設置法に置きかへるとともに、新たに北海道總局を設置し、開發行政の一元化の美名のもとに、北海道庁と対決せようとすることを意図するものであることは、自他ともにこれを認めることろであります。(拍手)

そこで、まず第一に正力國務大臣に質問いたします。

正力國務大臣は、この重大な意図を持つ法案を提出するに先だつて、何がゆゑに北海道開發審議會にこれを諮問されなかつたのか、その見解を明らかにしていただきたらと思ひます。北海道開發審議會は、國の法をもつて規定するものであつて、本院の議決によつて任命する委員をもつて構成したてております。また、この審議會は、開發計画の建議及び諮問を行つばかりでなく、従来、北海道開發予算につきましても、昭和二十六年の北海道開發局設置につきては、また本国会に提出された北海道開發公庫法案等も、ことごとくこれを諮問してきておるのであります。しかるに、このたびの、北海道開發の基本法であるべき北海道開發法を廃止して、これを単なる行政組織法に変えようとする重大な政治的意図を持つところの本法案に關する限り、これを審議會に諮問することなく、故意にこれを避けられたのは、いかなる理由に基くものであるか、さらに、今後においてもこの審議會に諮問する意思がないかどうか、この点を明らかにしていただきたらと思ひます。(拍手)

第二に、先ほど申し述べましたように、国土綜合開發計画の遂行は、今日わが國におきましても最も重要な政策であり、政府が國策としてこれを強力に、統一的に、計画的に推進しなければならぬことは申すまでもありません。従つて、北海道の開發機構もまた、あくまでも國家の行政機構の一環でなければなりません。しかるに、國家の開發機構が經濟企圖庁と内政省に分割されるというときに、さらに北海道開發庁を總理府の外局としたことは、いかなる理由によるものであります。聞くところによりますと、内政省設置法案をめぐりまして、關係各省の間には、北海道開發庁を内政省の外局にすべきであるという意見が、次官會議その他においても強く要求されてきておると承つておるのであります。この点の経緯と理由につきまして、

正力國務大臣、馬場建設大臣、經濟企圖局長官、行政管理局局長官の所見を承りたいと思ひます。

第三に、北海道總局に關しまして質問を申し上げます。すなわち、北海道開發庁設置法に基いて新たに設置されることになりまします北海道總局なるものは、その機構上におきましては、北海道開發局、札幌通商産業局、北海道運輸局、札幌陸運局等を統合して、北海道開發庁の地方支分部局として、これに農林省、通産省、運輸省及び建設省の一部の事務を分掌させようとするものでありまして、他府県ではその類例を見ないところの変則的な行政機構であります。すなわち、國の若干の優先機關を無理にかき集めて、行政執行上は、各省大臣の指揮のもとに、ばらばらに事務を分掌する寄り合い世帯に

すぎないのであつて、何らの統一性も権限もない中間トネル行政機構であります。しいて申し上げますならば、これは自民党の党勢拡張のための地方的陳情受付機関であります。(拍手)その、もの考へ方は、三等郵便局長を特別職として自民党に入党させて党勢拡張を企てようとする考へ方と同じ考へ方にすぎないのであります。従つて、行政事務の円滑や正確、迅速を期しよとすると、各省の官僚の中にもおりますまじめな人々が、こゝうでたためな暴案に對しまして強く反對をしておるといふことも、私どもは見のがすわけにいかないものであります。この法案によりますと、通商、陸運、海運の各行政が、全国的機構から分離されてしまふ。さらに、從來から他府県と同様に北海道知事に委任して執行したところの補助事業等を、北海道のみに特別の機関を設けて、これを分掌せしめようとすることは、全国的な、国家的な視野から見ても、明らかに行政の効率化を阻害することになりはしないかどうか、この点につきまして、農林、建設、運輸、通商各大臣の所見をお伺いするものであります。

第四点は、地方自治を侵害しないかどうかという問題であります。地方自治の育成強化のためには、むしろ国の所掌事務をできるだけ地方に移譲、委任しまして、その自主性と能率化を高め、財政機能強化することでありまふ。しかるに、それとは逆に、從來地方自治体に委任した事業まで次々と國が奪い取ろうとすることは、地方行政の総合性を破壊し、地方自治に対するところの圧迫、侵害であるといわなければなりません。(拍手)本法案が成立いたしますと、ちやうど明治初年の官僚政府のもとに植民地官治行政を復活すると同様になって、道州制を実現するための布石として、北海道に總督府を作る道を開く結果になるのであります。かかる時代に逆行したところのやり方に対して、太田自治庁長官はいかに考へになるか、明確なる答弁をお願い申し上げるのであります。(拍手)最後に申し上げます。この法案が提出されるに至りました経緯を見ますと、昨年の末に、自民党の北海道開発特別委員会、俗稱廣川委員会と申しますが、この廣川委員会で、北海道庁から開発関係の一切の権限及び業務を取り上げて、自民党の党利党略のために北海道開発行政を壟斷しようとするところの政治的謀略にその端を発してあるのであります。(拍手)すなわち、自民党の北海道開発特別委員会は、まず第一に、北海道省の設置を提案しました。現に、現地に設置官たる長官のもとに北海道總局を設けて北海道知事と對決せよとする案を発表いたしましたのであります。さらに、これを合理づけるために、北海道を五つの県に分県して、北海道におけるところの政治、経済、行政を分断支配することによつて、利権の追求と選挙地盤の擁護を策したものであります。(拍手)しかし、こゝういふような考へ方は、ちやうど小選挙区法の考へ方と同じであります。北海道の分県は廣川マンダーであります。こゝういふようなことを全道民が許すわけがございせん。全道民の火の出るような反對運動のために、ついにこの分県論がくすねてしまひまして、その結果として、このたびのよう

な北海道總局案という形に化けて出たのであります。こゝういふことに對しまして、自民党の人々の中でも良識を持たる人は賛意を表しておられませう。まさに政調会の方々や一部の議員諸君がこれに反對をせられた卓見に、われわれは敬意を表しておるのであります。しかし、北海道分県問題を打ち出し、鳴りもの入りで大騒動いたしましたこの跡始末をしなければならぬせんために、特にこの分県論を打ち出した人々は、党の幹部や政府の人々に泣きついて、何でもよいから、どういふ形でもよいから、一つこの国会へ出すだけは出してくれといつて押込み込んで出ましたのが、この法案であります。(拍手)このようになまじめな、國家の政治及び行政を私しようとする一部議員の面子を立てるために、不当、不合理なことを承知の上で、かかる謀略案を提出するに至つたことは、はなはだ不可解とせざるを得ないのであります。(拍手)鳩山総理大臣、正力北海道開発庁長官並びに行政管理局長官は、果してこの間の事情を十分理解しておられたのか、この法案の持つところの政治的意圖及び開発行政に及ぼす影響をどう考へになつておるか、明快なる所信を明らかにしていただきたいと思ふのであります。

これをもちて質問を致します。(拍手)○議長(森谷秀次君) ただいまの渡邊君の発言中、もし不穩當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることといたします。
〔國務大臣(鳩山一郎君) 渡邊君の御質問にお答えをいたします。〕
今回の行政機構改革は、主として占領治下において作られた諸制度に検討を加え、わが國の現状に適合しないものはこれを改め、國民全般にとりまして一そう便利なものとするを主眼としたものであります。今回第一次分として御審議をお願いすることになつた関係法律案は、いずれも先般の行政審議會の答申の線に沿つたものであります。行政審議會においては、引き続き残つた問題についての審議が続けられるはずでありまして、この答申を待ち、政府において成案を得次第、できるだけ早き機会に國會の御審議をわすれず進びたいといたしたいと存じます。〔國務大臣(石橋湛山君) 答へいたします。〕
御承知のように、公正取引委員會は、今まで總理大臣の所掌事項になつておりました。しかし、總理大臣の所掌事項は非常に多岐多端にわたつておりまして、かえつて行政上の実効を期するゆゑんでないという見地から、今回それをある程度整理することにいたしましたのであります。公正取引委員會は、今後、さういふ意味において、經濟企画庁長官の所掌事項にいたすことにしたのであります。しかし、内容においては何も変化はございせん。公正取引委員會は、依然として、今まで通りの法律によつて、今まで通りの権限、今まで通りの仕事をするのでありますから、御心配のような、何か公正取引委員會を弱体化させるといふようなことは毛頭ありませんから、どうぞその点は御懸念のないようにお願いいたします。

それから、開発局の問題であります。が、なるほど開発という名前は各省に使われておりますが、これはもうやむを得ないことであります。今回企画庁と内政省に分けましたのは、企画庁においては、今まで通り総合的な開発計画あるいは全国的な計画というふうなものは、依然として企画庁がこれを所管いたします。地方行政機関等に密接な関係のあるところの開発の実施、その他の地方的な計画につきましては、これを内政省に移管する。これが實際の仕事をしていく上において最も適當である、かように考えまして、企画庁と内政省に分けました次第でございます。それから、今までの経験によりまして、これまた一そう実効が上るものと確信をいたしておる次第であります。それから、すべて機構はこれをはつきり分割することが非常に困難な場合、また、総合するといひましても、必ずしもむやみに一緒にしていいわけではございせんので、さういふ見地から、機構の分割、総合を適當にいたしました次第であります。北海道を総合開発するということは、もうすでに國民多数の希望でありまして、日本の經濟のためにも、ぜひとも北海道の総合開発を促進する必要がございせん。その意味におきまして、今回特に一つの機構ができました。今までの通産省の所管でありましたところの北海道に関する通産局がその中へ入りましたが、しかしながら、全国的な通産省として必要な部面につきましては依然として通産大臣の關係を持つのでございまして、総合をいたしながら、しかも特殊な北海道の事情に従つて通産局を活用いたしまして、

その開発をはかるというところのために、ぜひかような方法をとることが必要であると考えて、北海道開発庁を作ったわけでございます。

以上をもつて、簡明でありますがお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣倉石忠雄君登壇〕

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいま石橋国務大臣から申し上げました趣旨で大体私への御質問は尽きておると思いますが、公正取引委員会は、御承知のように、独占禁止法の関係を取り扱っておりますものでございまして、経済企画庁のように日々変化いたして参ります経済情勢を把握いたしておるところの官庁がこれを所掌いたすことが最も適切ではないか。しかしながら、公取委員会を作り出した趣旨は、御承知のように、今度の機構改革では全面的に廃止して、また特殊性を失わないうようにいたしてゐるような次第でございます。

北海道開発につきましても、ただいまこれ石橋大臣からお話がございますが、行政審議会の答申案を政府は尊重いたしまして、これは内政省に置かないということにいたしました。各省の出先機関が北海道にございまして、この総合調整をいたしまして、より効果的に北海道開発の成績を上げたいというのが、今回の北海道開発局の総局のねらいでございますので、他意はございません。(拍手)

〔国務大臣馬場元治君登壇〕

○国務大臣(馬場元治君) 前向大臣の答弁によりまして大体尽きておると思ひますが、首都圏整備委員会の問題もございまして、その点に関する御答弁を申し上げます。(拍手)

首都圏整備委員会で作成をいたします首都圏整備計画のおもな内容は、宅地、道路、公園、緑地等の空地、水道、下水道、河川、水路及び海岸、住宅等の整備に関する事項でございます。これらのおお半にございましては現在建設省の所管となつておるのみならず、この計画は地域的な国土総合開発計画にほかなりませんので、首都圏整備委員会を、国土の保全及び開発を重要任務として、今回設置されんことをいたしております内政省の外局としたのであります。

ところで、北海道開発庁の作成いたしました北海道総合開発計画の内容は、農林、通産、運輸、建設各省それぞれの所管にかかる事業を包含いたしております。各省所管の事業の総合調整ということがおのずからなるのであります。むしろ、内政省に置くよりは、総理府の外局として、内閣総理大臣の所轄のもとに運営をした方が適切である、かように考えまして、かような措置をとつたわけでありまして、別に申し上げることはないと思ひます。(拍手)

〔国務大臣正力松太郎君登壇〕

○国務大臣(正力松太郎君) 今回の機構改革は二重機構を作つて党勢拡張ではないかという御質問がございましたが、今回の改革は決して党勢拡張ではありません。北海道における出先機関をできるだけ統合して、北海道の開発を従来より一そう強力かつ総合的に推進するのであつて、事務の繁雑化を来たすことなく、むしろ事務の簡素化、能率化を促進するものと確信する次第であります。(拍手)

北海道開発局の設置につきまして、なぜ審議会に諮らなかつたかというお尋ねでありました。開発計画自体については審議会に諮らなければならぬが、今度の機構改革であるから、法律上は審議会に諮る必要はないのであります。(発言する者あり)しかしながら、事実上は審議会に諮りたいと思ひましたが、時間がなくて諮れなかつたことは残念に思つております。(拍手)

〔国務大臣一萬田尚登君登壇〕

○国務大臣(一萬田尚登君) 御質問は北海道総局と農林省の仕事に係ることであつたと思つておりますが、従来北海道開発局が担当しておりました公共事業の直轄事業のほかに、新たに北海道開発に特に関係の深い牧野の改良、整理、開拓、土地改良、入植関係の事務、漁港関係の事務等をその権限として付加されたものであります。このことは、各省から北海道総局に統合されるものと相持ちまして、北海道の総合開発を強力に促進するものと考える次第であります。(拍手)

〔国務大臣吉野信次君登壇〕

○国務大臣(吉野信次君) 現在運輸省の所管になつております陸運局、海運局を今度北海道総局に統合することはお話の通りでございますが、しかし、運輸行政に関する限りは、北海道総局の上級官庁として運輸省がある建前でございますから、運輸行政の全国にわたる運営には少しも差しつかえない、こう考えております。(拍手)

〔国務大臣太田正孝君登壇〕

○国務大臣(太田正孝君) 北海道総局を設けますことと地方自治との関係についての御質問でございます。すで

に提案理由において明らかなることと、北海道における国の開発行政の一元化をはかることとをいまして、開発に關係のある現地の国の行政機関を統合するのでございます。自治体たる道の処理する開発事務とは關係がございませぬ。直接關係はございませぬ。また、この法案による国と地方団体との権限の委譲はないのでございます。各省の出先機関が統合されますことは、地方団体の側からのかねての要望であつたことをつけ加えておきます。要するに、この総局を設けますことは、自治に及ぼす影響はない、また、北海道の行政への干渉ではないと申し上げる次第でございます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 公共企業体職員等共済組合法案(参議院提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第一、公共企業体職員等共済組合法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員理事石村英雄君。

公共企業体職員等共済組合法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十一年四月二十五日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 益谷秀次殿

公共企業体職員等共済組合法案
目次
第一章 総則(第一条 第九条)
第二章 運営審議会(第十条 第十一條)
第三章 組合員(第十二条 第十五條)

公共企業体職員等共済組合法案
第一章 総則(第一条 第九条)
第二章 運営審議会(第十条 第十一條)
第三章 組合員(第十二条 第十五條)

第四章 給付
第一節 通則(第十六条 第三十條)

第二節 短期給付(第三十一條 第四十七條)

第三節 長期給付(第四十八條 第六十二條)

第五節 福祉事業(第六十三條)

第六節 掛金及び負担金(第六十四條 第六十六條)

第七節 審査会(第六十七條 第七十一條)

第八章 会計(第七十二條 第七十六條)

第九章 雑則(第七十七條 第八十七條)

第十章 罰則(第八十八條 第八十九條)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公共企業体の職員等の福利厚生を図るため、公共企業体の職員等の共済組合の組織及び業務に関する事項を定め、もつて公共企業体の円滑な企業経営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共企業体」とは、次に掲げるものをいふ。

一 日本専売公社

二 日本国有鉄道

三 日本電信電話公社

2 この法律において「總裁」、「副總裁」、「理事」、「役員及び職員」とは、それぞれ日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)又は日本電信

電話公社法(昭和二十七年法律第

二百五十号)に規定する総裁、副総

裁、理事、役員及び職員をいう。

(組合の設置、名称等)

第三条 各公共企業体ごとに、それ

ぞれ共済組合(以下「組合」とい

う)を設け、日本専売公社に設け

られるものを専売共済組合、日本

国有鉄道に設けられるものを国鉄

共済組合、日本電信電話公社に設

けられるものを日本電信電話公社

共済組合と称する。

2 組合は、法人とする。

(組合の管理)

第四条 総裁は、組合を代表し、組

合の業務を執行する。

2 副総裁は、総裁を補佐して組合

の業務を執行し、総裁に事故があ

るときはその職務を代理し、総裁

が欠員のときはその職務を行行。

3 理事は、総裁及び副総裁を補佐

して組合の業務を執行し、総裁及

び副総裁に事故があるときはその

職務を代理し、総裁及び副総裁が

欠員のときはその職務を行行。

第五条 総裁は、組合員のうちか

ら、組合の業務の一部に関し一切

の裁判上又は裁判外の行為をする

権限を有する代理人を選任するこ

とができる。

第六条 総裁は、組合の業務を執行

するに必要な運営規則を定めるも

のとする。

2 前項の運営規則は、主務大臣の

認可を受けなければその効力を生

じない。

3 運営規則には、別に定めるもの

のほか、次に掲げる事項を規定す

るものとする。

一 組合員に関する事項

二 掛金に関する事項

三 資産の管理その他財務に関する

事項

四 運営審議会及び審査会に関する

事項

五 組合の業務を執行する権限の

一部を委任する場合において

は、その委任に関する事項

六 その他組合の業務執行に関し

て必要な事項

(組合の住所)

第七条 組合は、主たる事務所を東

京都に置く。

2 組合は、必要な地に從たる事務

所を置くことができる。

(非課税)

第八条 組合の給付として支給を受

ける金品のうち、退職年金、減額

退職年金、退職一時金及び休業手

当金以外の給付については、これ

を標準として、租税その他の公課

を課さない。

(無料証明)

第九条 組合又はこの法律に基いて

給付を受けるべき者は、その行い給

付又はその受ける給付に關し必要

な範囲内において、国、市町村長

(地方自治法(昭和二十二年法律第

六十七号)第二百五十二条の十九

第一項の指定都市及び同法第二百

八十一条第一項の特別区にあつて

は、区長)又はその代理者に対

し、無料で証明を求めることができ

る。

第二章 運営審議会

(運営審議会)

第十条 組合の業務の適正な運営を

図るため、組合に運営審議会を置

く。

2 運営審議会は、十人以内の委員

をもつて組織する。

3 委員は、組合員のうちから、総

裁が任命する。

4 総裁は、前項の規定により委員

を任命する場合においては、一部

の者の利益に偏することのないよ

うに、相当の注意を払わなければ

ならない。

第十一条 次に掲げる事項は、運営

審議会の議を経なければならな

い。

一 運営規則のうち第六条第三項

第一号から第四号までに掲げる

事項に關する部分の制定及び改

廃

二 組合の毎事業年度の予算及び

決算

三 重要な財産の処分又は重大な

義務の負担

2 前項に定める事項のほか、運営審

議会は、総裁の諮問に応じて組合

の業務に關する重要事項を調査審

議し、又は必要と認める事項につ

き総裁に建議することができる。

第三章 組合員

(役員)

第十二条 役員及び職員(臨時に使

用される者を除く。以下同じ。)以

下「役員」という。は、すべて組

合員とする。

2 役員となつた者は、役員とな

つた日から組合員の資格を取得

する。

(役員以外の者)

第十三条 役員以外の公共企業体

に使用される者及び組合に使用さ

れる者で運営規則の定めるもの

は、運営規則の定めるところによ

り、組合員となる。

(組合員の資格の喪失)

第十四条 組合員は、次の各号の一

に該当するに至つたときは、その

翌日から組合員の資格を喪失す

る。

一 死亡したとき。

二 役員及び前条の規定による

運営規則の定める者でなくなつ

たとき。

(組合員期間)

第十五条 組合員である期間(以下

「組合員期間」という)は、組合員

の資格を取得した日の属する月か

ら起算し、その資格を喪失した日

の前日の属する月をもつて終るも

のとする。

第四章 給付

第一節 通則

(組合の給付)

第十六条 組合は、この法律の定め

るところにより、組合員の病氣、

負傷、分給、死亡、災害若しくは

休業又は被扶養者の病氣、負傷、

分給若しくは死亡に關し第二節に

規定する短期給付を、組合員の退

職(第十四条第二号に規定する事

由をいう。以下同じ)、廃疾又は

死亡に關し第三節に規定する長期

給付を行行。

(給付額の算定方法)

第十七条 給付額の算定の基準とな

るべき給付は、給付事由が発生し

た当時(給付事由が退職後に発生

したものにあつては、退職当時)

の掛金の標準となつた俸給、俸給

に準ずるもの又は仮定俸給とし、

その十二倍に相当する金額をもつ

て俸給年額、その三十分の一(第

三十一条第十一号から第十三号ま

でに掲げる給付にあつては、二十

五分の一)に相当する金額をもつ

て俸給日額とする。

2 給付額に円位未満の端数を生じ

たときは、これを円位に満たしめ

る。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第十八条 遺族年金及び遺族一時金

以外の給付を受ける権利を有する

組合員又は組合員であつた者が死

亡した場合において、その者が支

給を受けるべき給付でその支払を

受けなかつたものがあるときは、

第二十五条から第二十七条までの

規定に準じて、これをその者の遺

族に支給し、支給すべき遺族がな

いときは、当該死亡した者の相続

人に支給する。

2 遺族年金及び遺族一時金を受け

る権利を有する組合員であつた者

の遺族が死亡した場合において、

当該遺族が支給を受けることがで

きた給付で当該遺族が支払を受け

なかつたものがあるときは、第二

一五条から第二二七条までの規定

に準じて、これを当該遺族以外の

当該組合員であつた者の遺族に支

給し、支給すべき遺族がないとき

は、当該死亡した者の相続人に支

給する。

(給付金からの控除)

第十九条 組合員が組合員の資格を

喪失した場合において、その者に

支給すべき給付金(家族埋葬料に

係るものを除く)又はその者の遺

族に支給すべき給付金(埋葬料に

係るものを除く)があり、かつ、

その者が組合員に対して支払うべき

金額があるときは、給付金からこ

れを控除する。

(給付の制限)

第二十条 この法律に基く給付を受

けるべき者が故意に給付事由を発

生させたときは、当該給付事由に

係る給付は、その全部又は一部を

行わないことができる。その者が

懲戒処分を受け、又は禁錮以上の

刑に処せられたときも、また、同

様とする。

第二十一条 組合員若しくは組合員

であつた者又はその被扶養者が正

当な理由がなく、療養に關する指
揮に従わなかつたことにより、又
は重大な過失により事故を発生さ
せたときは、その者に係る短期給
付又は療養年金若しくは療養一時
金である長期給付は、その全部又
は一部を行わないことができる。

第二十二條 組合は、この法律に基
く給付の支給に關し必要があると
認めるときは、その支給に係る者
につき診断を行うことができる。

2 正当な理由がなく前項の診断
を拒否したときは、その者に係る
この法律に基く給付は、その全部
又は一部を行わないことができ
る。

第二十三條 遺族年金又は遺族一時
金の支給を受けるべき者が組合
員、組合員であつた者又は遺族年
金若しくは遺族一時金の支給を受
ける者を故意に死に至らせたとき
は、その者に對しては、その受け
るべき給付を支給しない。この場
合において、遺族年金又は遺族一
時金を受けるべき同順位者がなく
て後順位者があつたときは、その者
にこれを支給する。

(被扶養者)

第二十四條 この章において「被扶
養者」とは、組合員の直系尊属、
配偶者(届出をしないが事実上婚
姻關係と同様の事情にある者を含
む。以下同じ)、子及び組合員と
同一の世帯に關する者で、主とし
てその収入により生計を維持する
ものとする。

(遺族)

第二十五條 この法律において「遺
族」とは、組合員又は組合員であ
つた者の配偶者、子、父母、孫及
び祖父母で、組合員又は組合員で
あつた者の死亡当時主としてその

収入によつて生計を維持していた
ものとする。ただし、妻以外の者
にあつては、次に掲げる要件に該
当する場合に限るものとする。

一 夫、父母又は祖父母について
は、五十五歳以上であるか、又は
別表第四若しくは別表第五に掲
げる程度の療疾の状態にあつて
生活資料を得るまじないこと。

二 子又は孫については、十八歳
未満でまだ婚姻(届出をしない
が事実上婚姻關係と同様の事情
にある場合を含む。以下同じ)し
ていないか、又は別表第四若
しくは別表第五に掲げる程度の
療疾の状態にあつて生活資料を
得るまじないこと。

2 組合員又は組合員であつた者の
死亡当時胎兒であつた子が出生し
たときは、前項の規定の適用につ
いては、組合員又は組合員であつ
た者の死亡当時主としてその収入
によつて生計を維持していた者と
みなす。

(遺族の順位)

第二十六條 給付を受けるべき遺族
の順位は、前条第一項に掲げる順
序とする。

2、前項の場合において、父母につ
いては養父母を先にし、養父母を
後にし、祖父母については養父母
の父母を先にし、養父母の父母を
後にし、父母の養父母を先にし、父
母の養父母を後にする。

3 先順位者となることができる者
が後順位者より、又は同順位者と
なることができる者がその他の同
順位者である者より後に生ずるに
至つたときは、前二項の規定はそ
の時から適用する。
(同順位者が二人以上ある場合の
給付)

第二十七條 前条の規定により給付
を受けるべき遺族に同順位者が二
人以上あるときは、その給付は、
その人数によつて等分して支給す
る。

2 前項の規定により年金である給
付を等分して受ける同順位者のうち、
その権利を失つた者があるとき
は、残りの同順位者の人数によ
つてその年金を等分して支給す
る。

(時効)

第二十八條 この法律に基く給付を
受ける権利は、その給付事由が発
生した日から年金である給付につ
いては五年間、その他の給付につ
いては二年間行われないときは、時
効により消滅する。

2 前項の時効は、この法律の規定
により給付の支給を停止する期間
は、進行しない。

(給付を受ける権利の保護)

第二十九條 この法律に基く給付を
受ける権利は、譲り渡し、担保に
供し、又は差し押さへることができ
ない。ただし、国民金融公庫に担
保に供する場合は、この限りでな
い。

(損害賠償の請求権)

第三十條 組合は、給付事由が第三
者の行為によつて発生したときは
は、当該給付事由に對して行つた
給付の額の限度で、給付を受ける
権利を有する者(給付事由が
組合員の被扶養者について発生し
た場合にあつては、当該被扶養者
を含む。以下次項において同じ)が
第三者に對して有する損害賠償
の請求権を取得する。
2 前項の場合において、給付を受
ける権利を有する者が当該第三者

から同一の事由について損害賠償
を受けたときは、組合は、その額
の限度で、給付を行つた責を免か
れる。

第二節 短期給付

(短期給付の種類)

第三十一條 この法律による短期給
付は、次の通りとする。

- 一 療養及び療養費
- 二 家族療養費
- 三 分給費
- 四 配偶者分給費
- 五 哺育手当金
- 六 埋葬料
- 七 家族埋葬料
- 八 弔慰金
- 九 家族弔慰金
- 十 災害弔慰金
- 十一 傷病手当金
- 十二 出産手当金
- 十三 休業手当金

(療養)

第三十二條 組合員が業務によらな
いで病氣にかかり、又は負傷した
ときは、組合は、次に掲げる療養
を行う。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

2 前項第五号及び第六号の療養
は、組合が必要と認めた場合に限
り、行ふものとする。

(療養及び療養費)

第三十三條 組合員が前条第一項第
一号から第四号までの療養を受け
ようとするときは、次の各号に定
めるところによる。
一 組合の経営する医療機関から
これを受けることができる。こ

の場合において、組合は、その
費用を負担する。

二 公共企業体の経営する医療機
関からこれを受けることができ
る。この場合において、組合
は、当該医療機関にその費用を
支払ふ。

三 組合員の療養について組合が
契約している医療機関からこれ
を受けることができる。この場
合において、組合は、健康保険
法(大正十一年法律第七十号)第
四十三條ノ六の規定に基き厚生
大臣の定める基準(以下この条
において「厚生大臣の定める基
準」という。)を參照して運営規
則で定める基準の範囲内で当該
医療機関にその費用を支払ふ。
ただし、組合は、厚生大臣の定
める基準による初診料に相当す
る金額を組合員に支払わせるこ
とができる。

四 保険医又は保険薬剤師(健康
保険法第四十三條ノ三の規定に
よつて指定された保険医又は保
險薬剤師をいう。以下同じ)か
らこれを受けることができる。
この場合において、組合は、厚
生大臣の定める基準によつて、
当該保険医又は保険薬剤師にそ
の費用を支払ふ。ただし、組合
員は、厚生大臣の定める基準に
よる初診料に相当する金額を支
払わなければならない。

2 組合は、療養を行うことが困難
であると認めるとき、又は組合員
が緊急その他やむを得ない事情に
より前項各号に規定する医療機関
以外の医師、歯科医師、薬剤師又
はその他の医療機関から診療又は
手当を受けた場合において、組合
が必要と認めたときは、療養の給

付に代えて、療養費として、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用を組合員に支給することができる。ただし、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額については、その支給を受けることができない。

3 組合員が保険医又は保険薬剤師から前条第一項第一号から第四号までの療養を受け、その費用を直接保険医又は保険薬剤師に支払ったときは、組合は、保険医又は保険薬剤師に対する支払に代えて、療養費として第一項第四号の規定に従つて計算した費用を組合員に支給するものとする。

(家族療養費)

第三十四条 被扶養者が第三十二条第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、同条(同条第一項第三号ただし書及び第四号ただし書並びに同条第二項ただし書を除く。)の規定に従つて負担し、支払い、又は支給しなればならない費用の半額を負担し、支払い、又は支給しなればならない。

2 第三十二条第二項の規定は、被扶養者が同条第一項第五号及び第六号の療養を受けようとする場合に準用する。この場合において、組合は、組合員がその療養を受ける場合において組合員が負担し、支払い、又は支給すべき金額の半額を負担し、支払い、又は支給しなればならない。

第三十五条 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法の規定に従つて組合員及び被扶養者の療養を行わなければならない。

組合員及び被扶養者の療養を行わなければならない。

(給付の支給期間)

第三十六条 療養並びに療養費及び家族療養費の支給は、同一人に係る同一の病気又は負傷及びこれらにより発生した病気については、これらの給付(国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定によるこれらの給付に相当するものを含む。)の支給開始後三年を経過したとき以後は行わない。

2 組合員がその資格を喪失した際、療養又は療養費若しくは家族療養費を受けているときは、組合員として受けることができる期間、継続してこれを支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員(他の法律に基く共済組合の組合員及び健康保険法の規定による健康保険又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による船員保険(以下「船員保険」という。))の被保険者で組合員でないものを除く。以下この節において「同じ」の資格を取得したときは、その日以降は、この限りでない。

(分給費及び配偶者分給費)
第三十七条 組合員が分給したときは、分給費として俸給の一分分に相当する金額を支給する。

2 組合員であつた者がその資格喪失後六月以内に分給したときも、また、前項と同様とする。ただし、資格喪失後分給するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、分給費を支給しない。

3 被扶養者である配偶者(前項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が分給したときは、配偶者分給費として俸給の半月分に相当する金額を支給する。

く。が分給したときは、配偶者分給費として俸給の半月分に相当する金額を支給する。

(哺育手当金)

第三十八条 組合員又は被扶養者である配偶者(次項において準用する前条第二項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が分給し、かつ、哺育する場合においては、哺育手当金として分給の日から引き続き六月間哺育している期間一月につき四百円を支給する。ただし、その期間が一月に満たないときは、これを一月とする。

2 前条第二項の規定は、哺育手当金の支給に準用する。

3 組合員がその資格を喪失した際、哺育手当金を受けているときは、組合員として受けることができる期間、継続してこれを支給する。

4 前三項の規定による哺育手当金は、分給したときに前金払をするることができる。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第三十九条 組合員が業務によらないうちに死亡したときは、死亡当時の被扶養者であつた者で埋葬を行ふものに対し、埋葬料として俸給の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たないときは、六千円とする。

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がないときは、埋葬を行つた者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 被扶養者(次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。)が死亡したときは、家族埋葬料として第一項に規定する金額の二分の一に相当する金額を支給する。

第四十条 第三十六条第二項の規定により給付を受ける者が死亡したとき、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けなくなつた日以後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者がその資格を喪失した日以後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。

2 第三十六条第二項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(日雇労働者健康保険法による給付との調整)
第四十一条 家族療養費、配偶者分給費又は家族埋葬料は、同一の病気、負傷、分給又は死亡に關し、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の規定による療養の給付又は分給を費若しくは埋葬料の支給があつたときは、その限度において、支給しない。

(弔慰金及び家族弔慰金)
第四十二条 組合員又はその被扶養者が水災火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については俸給の一月分に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については俸給の半月分に相当する金額の家族弔慰金を支給する。

(災害見舞金)
第四十三条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、俸給に、同表に定める月数を乗じて得た金額を災害見舞金として支給する。

(傷病手当金)
第四十四条 組合員が業務によらないうちに病氣にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服すること

ことができなるときは、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが入院した場合において支給すべき傷病手当金は、前項の規定にかかわらず、俸給日額の十分の六に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の病気又は負傷及びこれらにより発生した病氣に關しては、その支給を始めた日から起算し六月間とする。

4 結核性の病氣に關しては、前項の期間をこえ通じて三年に至るまでの療養のため勤務に服することができなかつた期間について、継続して傷病手当金を支給する。

5 第三十六条第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

6 第三項若しくは第四項又は前項において準用する第三十六条第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の期間又は療養費の支給期間が経過したときは、当該傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の期間又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

(出産手当金)
第四十五条 組合員が分給したときは、出産手当金として、分給の日前四十二日、分給の日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。組合員であつた者が

昭和三十一年五月八日 衆議院會議録第四十五号 公共企業体職員等共済組合法案

組合員の資格喪失後六月以内に分娩したときも、また、同様とする。
2 前条第二項の規定は、出産手当金の支給に關して準用する。
3 組合員がその資格を喪失した際、出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項の規定による期間内は、引き続き支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員の資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

4 出産手当金を支給するときは、その期間、傷病手当金は支給しない。
(休業手当金)
第四十六条 組合員が次の各号の一の事由により欠勤したときは、休業手当金としてその期間(第二号から第四号までの各号について)は、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間(一日につき俸給日額の十分の六に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給するときは、その期間、休業手当金は支給しない)。

一 被扶養者の病氣又は負傷
二 組合員の配偶者の分娩
三 組合員の業務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害
四 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭
五 前各号に掲げるもののほか、運営規則で定める事由
(俸給等との調整)

第四十七条 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る俸給又は俸給に準ずるものの全部又は一部を受けるときは、その受ける金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。
第三節 長期給付
(長期給付の種類)
第四十八条 この法律による長期給付は、次の通りとする。
一 退職年金
二 減額退職年金
三 退職一時金
四 療養年金
五 遺族一時金
六 遺族年金
七 遺族一時金

第四十九条 年金である給付は、その給付事由が発生した月の翌月からその事由のなくなった月まで支給する。
2 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月において、その前月分までを支給する。ただし、年金の給付事由がなくなったとき、又はその支給を停止したとき、若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、支給期間にかかわらず、その時までその分を支給する。
(退職年金)
第五十条 組合員期間二十年以上の者が退職したときは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。ただし、五十五歳に達するまではその支給を停止する。

2 退職年金の年額は、組合員期間二十年以上二十一年未満に對し、俸給年額の百分の四十に相当する金額とし、組合員期間二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を加算する。
第五十一条 退職年金を受け得る権利を有する者が別表第四に掲げる程度の療養の状態になつたときは、その者には前条第一項ただし書の規定を適用しない。ただし、その者が別表第四に掲げる程度の療養の状態に該当しなくなつたときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、療養の状態になつたことにつき第二十一条に該当事由があるときは、その者が五十五歳に達するまでは、当該退職年金の年額を減じ、又はこれを支給しないことができる。
第五十二条 退職年金を受け得る権利を有する者が公共企業体の経営上やむを得ない事由により退職し、次の各号の一に該当事由であるときは、第五十条第一項ただし書の規定の適用については、同ただし書中「五十五歳」とあるのは、「五十歳」と読み替へるものとする。ただし、前条の規定の適用を受ける者については、この限りでない。
一 別表第二に掲げる職に二十年以上従事した者
二 退職の時まで引き続き十年以上別表第二に掲げる職に従事した者

2 前項の規定により、五十五歳未満で退職年金を受けることができる者に對する退職年金の年額は、その者が五十五歳に達するまでは、その額からその額の十分の三に相当する金額を減じた額とする。
(減額退職年金)
第五十三条 退職年金を受け得る権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望するときは、その者の死亡に至るまで減額退職年金を支給する。この場合においては、当該退職年金は支給しない。
2 減額退職年金の年額は、第五十条第二項の規定により算定した退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じた額とする。
(退職一時金)
第五十四条 組合員期間一年以上二十年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。
2 退職一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。
(療養年金)
第五十五条 組合員となつて二年以上経過した後、業務によらないで病氣にかかり、又は負傷した者がその病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職した場合においては、その退職の時(第三十六条第二項の規定により組合員の資格を喪失した後に継続して療養又は療養費を受けている場合においては、これを受けることができない期間内になつた時又ははなおらないがその期間を経過した時。以下第五十七条において同じ。)に別表第四に掲げる程度の療養の状態にあるときは、その者の死亡に至るまで療養年金を支給する。

2 療養年金の年額は、次に掲げる金額とする。
一 療養の程度が別表第四に定められたる療養の場合にあつては、俸給年額の百分の六十に相当する金額
二 療養の程度が別表第四に定められたる療養の場合にあつては、俸給年額の百分の四十五に相当する金額
三 療養の程度が別表第四に定められたる療養の場合にあつては、俸給年額の百分の三十五に相当する金額
一 の組合員期間につき療養年金と退職年金又は減額退職年金とを併給すべきときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行うものとする。
4 前項の場合において、同項の規定により支給する療養年金が次条第一項の規定による年額の改正のあつたため前項の規定により支給しなくなつていた退職年金若しくは減額退職年金より不利となつたときは、又は同条第二項の規定により支給されなくなつたときは、前項の規定により支給しなくなつていた退職年金又は減額退職年金を支給するものとする。ただし、第五十条第一項ただし書の規定の適用を妨げない。
5 療養年金を受け得る権利を有する者には、当該療養年金に係る組合員期間と同一の組合員期間については、退職一時金は支給しない。
(療養年金の改定及び失権)
第五十六条 療養年金を受け得る権利を有する者の療養の程度が軽減したときは、別表第四に定める療養の程度に應じて、その療養年金の年額を改定する。

2 療養年金の年額は、次に掲げる金額とする。
一 療養の程度が別表第四に定められたる療養の場合にあつては、俸給年額の百分の六十に相当する金額
二 療養の程度が別表第四に定められたる療養の場合にあつては、俸給年額の百分の四十五に相当する金額
三 療養の程度が別表第四に定められたる療養の場合にあつては、俸給年額の百分の三十五に相当する金額
一 の組合員期間につき療養年金と退職年金又は減額退職年金とを併給すべきときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行うものとする。
4 前項の場合において、同項の規定により支給する療養年金が次条第一項の規定による年額の改正のあつたため前項の規定により支給しなくなつていた退職年金若しくは減額退職年金より不利となつたときは、又は同条第二項の規定により支給されなくなつたときは、前項の規定により支給しなくなつていた退職年金又は減額退職年金を支給するものとする。ただし、第五十条第一項ただし書の規定の適用を妨げない。
5 療養年金を受け得る権利を有する者には、当該療養年金に係る組合員期間と同一の組合員期間については、退職一時金は支給しない。
(療養年金の改定及び失権)
第五十六条 療養年金を受け得る権利を有する者の療養の程度が軽減したときは、別表第四に定める療養の程度に應じて、その療養年金の年額を改定する。

2 療養年金の年額は、次に掲げる金額とする。
一 療養の程度が別表第四に定められたる療養の場合にあつては、俸給年額の百分の六十に相当する金額
二 療養の程度が別表第四に定められたる療養の場合にあつては、俸給年額の百分の四十五に相当する金額
三 療養の程度が別表第四に定められたる療養の場合にあつては、俸給年額の百分の三十五に相当する金額
一 の組合員期間につき療養年金と退職年金又は減額退職年金とを併給すべきときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行うものとする。
4 前項の場合において、同項の規定により支給する療養年金が次条第一項の規定による年額の改正のあつたため前項の規定により支給しなくなつていた退職年金若しくは減額退職年金より不利となつたときは、又は同条第二項の規定により支給されなくなつたときは、前項の規定により支給しなくなつていた退職年金又は減額退職年金を支給するものとする。ただし、第五十条第一項ただし書の規定の適用を妨げない。
5 療養年金を受け得る権利を有する者には、当該療養年金に係る組合員期間と同一の組合員期間については、退職一時金は支給しない。
(療養年金の改定及び失権)
第五十六条 療養年金を受け得る権利を有する者の療養の程度が軽減したときは、別表第四に定める療養の程度に應じて、その療養年金の年額を改定する。

2 療養年金の年額は、次に掲げる金額とする。
一 療養の程度が別表第四に定められたる療養の場合にあつては、俸給年額の百分の六十に相当する金額
二 療養の程度が別表第四に定められたる療養の場合にあつては、俸給年額の百分の四十五に相当する金額
三 療養の程度が別表第四に定められたる療養の場合にあつては、俸給年額の百分の三十五に相当する金額
一 の組合員期間につき療養年金と退職年金又は減額退職年金とを併給すべきときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行うものとする。
4 前項の場合において、同項の規定により支給する療養年金が次条第一項の規定による年額の改正のあつたため前項の規定により支給しなくなつていた退職年金若しくは減額退職年金より不利となつたときは、又は同条第二項の規定により支給されなくなつたときは、前項の規定により支給しなくなつていた退職年金又は減額退職年金を支給するものとする。ただし、第五十条第一項ただし書の規定の適用を妨げない。
5 療養年金を受け得る権利を有する者には、当該療養年金に係る組合員期間と同一の組合員期間については、退職一時金は支給しない。
(療養年金の改定及び失権)
第五十六条 療養年金を受け得る権利を有する者の療養の程度が軽減したときは、別表第四に定める療養の程度に應じて、その療養年金の年額を改定する。

2 療養年金の年額は、次に掲げる金額とする。
一 療養の程度が別表第四に定められたる療養の場合にあつては、俸給年額の百分の六十に相当する金額
二 療養の程度が別表第四に定められたる療養の場合にあつては、俸給年額の百分の四十五に相当する金額
三 療養の程度が別表第四に定められたる療養の場合にあつては、俸給年額の百分の三十五に相当する金額
一 の組合員期間につき療養年金と退職年金又は減額退職年金とを併給すべきときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行うものとする。
4 前項の場合において、同項の規定により支給する療養年金が次条第一項の規定による年額の改正のあつたため前項の規定により支給しなくなつていた退職年金若しくは減額退職年金より不利となつたときは、又は同条第二項の規定により支給されなくなつたときは、前項の規定により支給しなくなつていた退職年金又は減額退職年金を支給するものとする。ただし、第五十条第一項ただし書の規定の適用を妨げない。
5 療養年金を受け得る権利を有する者には、当該療養年金に係る組合員期間と同一の組合員期間については、退職一時金は支給しない。
(療養年金の改定及び失権)
第五十六条 療養年金を受け得る権利を有する者の療養の程度が軽減したときは、別表第四に定める療養の程度に應じて、その療養年金の年額を改定する。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第四に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなったとき以後は、その廃疾年金は支給しない。

3 組合員期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により廃疾年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合において、すでに支給を受けた廃疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金と俸給の十二月分との合算額に満たないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給する。

(廃疾一時金)

第五十七条 組合員期間二十年未満の者で業務によらないで病氣にかかり、又は負傷したものがその病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職した場合において、その退職の時に別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者に廃疾一時金を支給する。

2 組合員期間二十年未満の者で組合員となつた後二年を経過しない間に業務によらないで病氣にかかり、又は負傷したものがその病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職した場合において、その退職の時に別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるときも、また、前項と同様とする。

3 廃疾一時金の額は、俸給の十二月分とする。

(遺族年金)

第五十八条 組合員期間二十年以上の者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。

2 遺族年金の年額は、次に掲げる金額とする。

一 組合員が死亡した場合にあつては、当該死亡を退職とみなして第五十条第二項の規定により算定した退職年金の年額の二分の一に相当する金額

二 退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合にあつては、当該退職年金の年額の二分の一に相当する金額

三 減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合にあつては、当該減額退職年金の年額の算定の基礎となつた退職年金の年額の二分の一に相当する金額

四 廃疾年金を受ける権利を有する者が死亡した場合にあつては、その者に退職年金が支給されたときとの退職年金の年額の二分の一に相当する金額

(遺族一時金)

第五十九条 組合員期間一年以上二十年未満の組合員が死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じて別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。

(遺族年金の失権)

第六十条 遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻したとき。

三 三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四 子又は孫（別表第四又は別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあつて生活資料を得るみちがない者を除く）が十八歳に達したとき。

五 別表第四又は別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあつて、生活資料を得るみちがないため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

2 前項の場合において、遺族年金を受けるべき同順位者がなく後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

第六十一条 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明である場合において、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができ。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

(役員に関する特例)

第六十二条 長期給付に関する規定は、役員については適用しない。役員でない組合員が役員となつ

たときは、長期給付に関する規定の適用については、退職とみなす。ただし、役員である間は、年金である給付は支給しない。

第五章 福祉事業

(福祉事業)

第六十三条 組合は、前章に規定する給付を行うほか、組合員の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行うことができる。

一 組合員の保健、保養又は教養に資する施設の経営

二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付

三 組合員の貯金の受入又はその運用

四 組合員の臨時の支出に対する貸付

五 組合員の需要する生活必需品の買入又は売却

六 その他組合員の福祉を増進するために必要な事業で運営規則で定めるもの

2 前項に規定する事業に要する費用に充てることができる額は、短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額をこえてはならない。

たときは、長期給付に関する規定の適用については、退職とみなす。ただし、役員である間は、年金である給付は支給しない。

3 掛金額に円位未満の端数を生じたときは、五十銭未満は切り捨て、五十銭以上は円位に切り上げる。

(掛金等の給付からの控除)

第六十五条 組合員の給与支給機関は、毎月俸給（第十三条の規定による組合員については俸給に準ずるもの。以下この条において同じ。）を支給する際、組合員（前条第二項の運営規則で定める組合員を除く。以下この項において同じ。）の俸給から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。

2 組合員の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額があるときは、俸給その他の給与を支給する際、組合員の俸給その他の給与から当該金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。前条第二項の運営規則で定める組合員の掛金についても、また、同様とする。

(負担金)

第六十六条 公共企業体は、次に掲げる金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

一 短期給付に要する費用（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七條に規定する専従職員である組合員（以下この条において「専従

- 職員」といふ。及び組合に使用される組合員に係るものを除く。の百分の五十に相当する金額
- 二 長期給付に要する費用（専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く。）の百分の五十五に相当する金額
- 三 福祉事業に要する費用（専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く。）に充てたる額の百分の五十に相当する金額
- 四 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用の全額
- 2 前項第四号の規定により公共企業体の負担する金額は、公共企業体の予算をもつて定める。
- 3 公共企業体等労働関係法に規定する労働組合で職員が組織するものは、次に掲げる金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。
- 一 専従職員に係る短期給付に要する費用の百分の五十に相当する金額
- 二 専従職員に係る長期給付に要する費用の百分の五十五に相当する金額
- 三 専従職員に係る福祉事業に要する費用に充てたる額の百分の五十に相当する金額
- 4 公共企業体又は前項に規定する労働組合は、第一項又は前項の規定により組合に負担金を支払う場合においては、概算払をすることができ、この場合においては、当該事業年度末において精算するものとする。

第七章 審査会

(審査会)

- 第六十七条 給付に関する決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対する異議を審査するため、組合に審査会を置く。
- 2 審査会は、委員九人をもつて組織する。
- 3 委員は、組合員を代表する者、公共企業体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、総裁が委嘱する。
- 4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第六十八条 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。
- 2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。
- 第六十九条 審査会は、会長が招集し、その議事は、会長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 2 審査会は、組合員を代表する委員、公共企業体を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ一人以上出席しなければならない。会議を開き、及び議決することができる。
- (審査)
- 第七十条 給付に関する決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対し異議のある者は、その決定又は徴収の通知のあつた日から起算して六十日以内に、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることができ、

- 2 前項の規定による請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。
- 3 審査会は、審査のため必要があるとき、認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。
- 4 関係人及び証人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができ、
- 5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対して、これを通知しなければならない。
- 6 第一項の規定による給付に関する決定に対する審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。
- (審査会に關する事項の政令への委任)
- 第七十一条 審査会の委員並びに前条第三項の規定により出頭を命じた関係人及び同項の規定により診断又は検査をさせた医師の報酬及び旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章 会計

- 年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。
- (経理)
- 第七十三条 組合の会計に關しては、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理するものとする。
- 2 組合は、責任準備金のうち、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による保険給付を行うとしたならば必要であるべき責任準備金の額に相当する部分を他の部分と区分して経理するものとし、その運用については、主務大臣が大蔵大臣と協議して定めるところによらなければならない。
- (予算)
- 第七十四条 組合は、毎事業年度、予算を作成し、事業年度開始前に主務大臣に提出し、その認可を受けなければならない。
- 2 組合は、予算に重要な変更を加えようとするときは、そのつど、主務大臣の認可を受けなければならない。
- (決算)
- 第七十五条 組合は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日まで完了しなければならない。
- 2 組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」といふ。）を作成し、決算完了後一月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 組合は、前項の規定により主務大臣の承認を受けたときは、その財務諸表の写を組合員の閲覧に供しなければならない。

(会計等に関する事項の省令への委任)

第七十六条 この章に規定するもののほか、組合の会計及び資産の運用その他財務に關して必要な事項は、主務省令で定める。

第九章 雑則

- (船員である組合員に関する特例)
- 第七十七条 船員保険の被保険者（以下「船員」といふ。）である組合員の船員であつた期間（船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ。）の計算については、船員保険法の定めるところによる。
- 2 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に對する長期給付の支給については、船員であつた期間は、その期間に三分の四を乗じて得た期間を組合員であつた期間とみなす。ただし、当該三分の四を乗じて得た期間（船員でない組合員であつた期間があるときは、その期間を合算した期間）が二十年未満である者（船員保険法第三十条第一項第二号又は第三号に該当する者を除く。）については、船員である組合員であつた期間（組合員でない船員であつた期間があるときはその期間に二分の一を乗じて得た期間を、船員でない組合員であつた期間があるときはその期間をそれぞれ合算した期間）を組合員であつた期間とする。
- 3 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族が第七十九条の規定により、船員保険法第三章第五節から第八節までに規定する給付又

は同章第九節に規定する遺族年金を選択した場合において、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者に船員でない組合員であつた期間があるときは、これらの者に支給すべき長期給付の基礎となるべき組合員期間の計算については、前項の規定にかかわらず、組合員であつた期間から船員である組合員であつた期間を控除した期間を組合員であつた期間とみなす。

(漁船乗組員等に関する特例)

第七十八条 船員である組合員又は船員である組合員であつた者で船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当するものに対する長期給付に関する規定の適用については、第五十条第一項、第五十四条第一項、第五十六条第三項、第五十七条第一項及び第二項並びに第五十八条中「二十年」とあるのは「十五年」と、第五十条第二項中「百分の四十」とあるのは「百分の三十」と、「二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を」とあるのは「十五年をこえ二十年に達するまでは十五年以上一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の二に相当する金額を、二十年以上一年については二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額をそれぞれ」と読み替へるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける者については、第五十九条の規定は適用しない。

(船員保険法による給付の選択)
第七十九条 船員である組合員又は船員である組合員であつた者の船員である期間又は船員である組合員であつた期間に係る給付は、第四章、第七十七條第二項及び前条の規定にかかわらず、これを受ける権利を有する者の選択により、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者が組合員となつたものとした場合に受けるべき船員保険法の規定による給付(失業に関する給付を除く)とすることが出来る。

第八十条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)第二条から第四条までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が船員である組合員となつたときは、組合員でない船員であつた期間は、船員でなかつたものとみなして、前三条の規定を適用する。

第八十一条 公共企業体は、船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する船員保険法の規定による給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する国庫の負担及び船舶所有者の負担と同一割合によつて算定した金額を負担し、これを毎月末日までに組合に払い込むものとする。

第八十二条 船員である組合員が組合員の資格を喪失した場合において、なお船員保険法の適用を受けるときは、その者につき同法第十五条ノ四の規定により計算した積立金に相当する金額を船員保険特別会計に移換しなければならない。

(監督)
第八十三条 組合の業務の執行は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、第六条第二項若しくは第七十四条の規定による認可をし、第七十五条第二項の規定による承認をし、又は第七十六条の規定により主務省令を定めるときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、その必要な限度において、組合に対して、業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員をして実地について業務の状況若しくは書類帳簿その他必要な物件を検査させることができる。

4 主務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての第三十二条第二項、第三十三条及び第三十四条の規定による費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該短期給付に係る第三十二条第一項各号に掲げる療養を行つた医療機関から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施術所に立ち入り、診療簿その他その業務に関する書類帳簿を検査させることができる。

5 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣及び主務省令)
第八十四条 この法律における主務大臣及び主務省令は、専売公共組合については大蔵大臣及び大蔵省令、国鉄公共組合については運輸大臣及び運輸省令、日本電信電話公社公共組合については郵政大臣及び郵政省令とする。

第八十五条 総裁は、組合の業務の運営に必要な範囲内において、主務大臣の承認を受けて、公共企業体の職員を組合の事務に従事させ、又は公共企業体の施設(土地を含む)を無償で組合の利用に供することができる。

(医療に関する事項)
第八十六条 組合は、この法律で定める医療に関する事項については、随時、厚生大臣に連絡しなければならない。

(政令への委任)
第八十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則
(罰則)
第八十八条 第八十三条第四項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の入立若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第八十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を課する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第九条第三項の規定は、公布の日から施行する。

(組合の成立)
第二条 国家公務員共済組合法(この法律による改正前の日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。以下附則第二十九条までにおいて「旧法」という。)第二条第一項の規定により公共企業体に設けられた共済組合(以下「旧組合」という)は、この法律(前条ただし書に係る部分を除く。以下同じ)の施行の日(以下「施行日」という)に組合となり、同一性をもつて存続するものとする。

(最初の事業年度、運営規則及び予算)
第三条 組合の最初の事業年度は、第七十二条の規定にかかわらず、昭和三十一年七月一日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

2 総裁は、この法律の施行前に、旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六条、第七十四条第一

項、第八十三條第二項及び第八十四條の規定の例により、運営規則を定め、最初の事業年度の予算を作成し、及び主務大臣の認可を受けることができる。

3 前項の運営規則及び予算は、本則の規定により定め、作成し、及び認可を受けたものとみなす。
(施行日前の事由に基く権利の取扱)

4 施行日前に給与事由の生じた恩給に關する法令の規定による恩給(以下「恩給」という。)については、第三項に規定する場合を除くほか、なお、従前の例による。

2 施行日の前日に恩給公務員(恩給法(大正十二年法律第四十八号)に規定する公務員及び他の法令(この法律による改正前の日本専売公社法第五十條第一項、日本国有鉄道法第五十六條第一項又は日本電信電話公社法第七十九條第一項を含む。)により恩給法に規定する公務員とみなされるものをいう。以下同じ。)であつた更新組合員(施行日に組合員となつた者(同日に新たに役職員となつた者を除く。)で以後退職することなく引き続き当該組合の組合員であるものをいう。以下同じ。)は、同法(他の法令において準用する場合を含む。)次条を除き、以下同じ。)の規定の適用については、施行日の前日において同法に規定する退職をしたものとみなす。

3 更新組合員に係る恩給(その者が恩給に關する法令の規定により遺族として受けるものを除く。)を

受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第十條又は第十一條の規定による旧軍人又は旧準軍人の恩給(恩給に關する法令の規定による増加恩給(以下「増加恩給」という。)及びこれと併給される普通恩給(以下「増加恩給等」という。))を除く。及び同法附則第十七條において準用する同法附則第十條の規定による旧軍属の恩給(増加恩給等を除く。)(以下「軍人恩給」という。))、増加恩給等、恩給に關する法令の規定による傷病年金若しくは傷病賜金又は恩給法第七十五條第一項第二号の規定による扶助料(増加恩給等を受ける権利を有しない者が死亡した場合において、その者の遺族が受けるものに限る。以下「公務扶助料」という。)を受ける権利は、この限りでない。

4 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員(更新組合員から引き続き附則第二十三條第一項に規定する転出組合員となつた者及び更に引き続き附則第二十四條第一項に規定する復帰組合員となつた者を含む。以下附則第二十三條までにおいて同じ。)に係る恩給(増加恩給を除く。)(以下「更新組合員に係る旧法の規定による退職年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。)(組合員期間の計算の特例)

第五條 更新組合員の施行日前の次の期間は、組合員期間に算入する。

一 恩給公務員期間(恩給公務員、従前の宮内官の恩給規程による宮内職員、恩給法第八十四條に掲げる法令の規定により恩給、退職料その他これに準ずるものを給すべきものとされてゐた公務員その他法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職した期間(法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職するものとされた公務員として在職するものとみなされる期間及び恩給につき在職年数に計算される期間を含む。)をいう。以下同じ。)(のうちに次の期間を除いた期間。ただし、次の期間を除いた期間のうちに恩給に關する法令にいう在職年(以下「在職年」という。))の計算において加算されることとなつてゐる年数があるときはその年数を加算し、半減されることとなつてゐる年数があるときはその年数の二分の一を減じた後の期間とする。

イ 法律第五十五号附則第二十四條の規定により恩給の基礎となる在職年に入らないこととなつてゐる恩給公務員期間(在職年の計算において除算されることとなつてゐる恩給公務員期間)

ハ 軍人恩給を受ける権利の基礎となつてゐる恩給公務員期間(増加恩給等を受ける権利を有する者の恩給公務員期間)

ホ 更新組合員又は更新組合員であつた者の遺族が公務扶助料を受ける権利を有する場合における当該更新組合員又は

更新組合員であつた者の恩給公務員期間

二 旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつてゐる共済組合の組合員であつた期間のうち前号本文の期間を除いた期間

三 旧法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に關する規定の適用を受ける共済組合の組合員(以下「長期組合員」という。))であつた期間で施行日の前日まで引き続いてゐるもののうち第一号本文及び前号の期間を除いた期間

四 職員であつた期間で施行日まで引き続いてゐるもののうち、恩給公務員期間及び前二号の期間を除いた期間

2 昭和二十九年五月一日前における船員であつた期間が三年以上である者で同日において五十歳以上であつたものに支給する退職一時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、第七十七條第二項ただし書中「その期間に二分の一を乗じて得た期間」とあるのは、「昭和二十九年五月一日以後の期間に二分の一を乗じて得た期間及び同日前の期間」と読み替へて同項の規定を適用する。

3 第一項第四号、附則第十一條第一項及び第三十六條の職員には、次の各号に掲げる者を含むものとする。

一 日本専売公社法、日本国有鉄道法又は日本電信電話公社法施行前において従前の専売局特別会計、国有鉄道事業特別会計、帝國鉄道会計、電気通信事業特

別会計又は通信事業特別会計の支弁で俸給又は俸給に準ずる給与を受けた者(臨時に使用された者を除く。)

二 前号に掲げる者以外の国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の施行前における国家公務員に相当するものを含む。以下同じ。))で当該国家公務員であつた期間の前及び後に引き続く期間が職員又は前号に掲げる者であつた期間であるもの(臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く。)

(年金の年額の特例)

第六條 更新組合員に対する退職年金の年額は、第五十條第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の年額に相当する金額から、その者の組合員期間(前条の規定により算入される期間を含む。以下同じ。))のうち同条第一項各号の期間(同項第二号及び第三号の期間については、職員であつた期間を除く。)(に該当する期間(一年未満の端数は切り捨てる。))の一年につきそれぞれ次の金額を減じた金額とする。

一 前条第一項第一号の期間に該当する期間のうち、十七年までの部分については俸給年額の百分の四十に相当する金額を二十で除して得た金額から俸給年額の百五十分の五十に相当する金額を十七で除して得た金額を減じた金額、十七年をこえる部分については俸給年額の百分の一・五に相当する金額から俸給

年額の百五十分の一に相当する金額を減じた金額

二 前条第一項第二号及び第三号の期間(旧法第九十五条に規定する控除期間(以下「控除期間」といふ。))及び職員であつた期間を除く。に該当する期間のうち、二十年までの部分については、俸給年額の百分の四十に相当する金額から俸給年額の百五十分の五十に相当する金額を減じた金額を二十で除して得た金額、二十年をこえる部分については俸給年額の百分の一・五に相当する金額から俸給年額の九十分の一に相当する金額を減じた金額

三 控除期間及び前条第一項第四号の期間に該当する期間については俸給年額の百分の〇・九に相当する金額

2 更新組合員に対する第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「第五十条第二項」とあるのは、「附則第六条第一項」と読み替へるものとする。

3 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員が同日又は同日まで引き続き長期組合員であつた期間に業務によらないで病気に罹り、又は負傷し、その病状若しくは負傷又はこれらにより発生した病状のため退職し、第五十五条第一項の規定の適用を受ける者である場合において、廃疾年金の年額が、その者が退職の時まで引き続き長期組合員であり、かつ、その退職が旧法に規定する退職であるとみなして同法を適用するものとする。

ならば受けることできる同法の規定による廃疾年金の年額に相当する金額に満たないときは、同条第二項の規定にかかわらず、その金額を廃疾年金の年額とする。

4 施行日の前日まで引き続き十年以上長期組合員であつた更新組合員が施行日以後に業務によらないで病状若しくは負傷又はこれらにより発生した病状のため退職し、第五十五条第一項の規定の適用を受ける者である場合においても、また、前項と同様とする。

5 組合員期間二十年以上の更新組合員が死亡した場合におけるその者の遺族に対する第五十八条第二項第一号の規定の適用については、同条中「第五十条第二項」とあるのは、「附則第六条第一項」と読み替へるものとする。

第七條 組合員期間二十年以上である者の組合員期間(附則第五條の規定により組合員期間に算入されるものを除く。)のうちに、次に掲げる業務に引き続き一年以上従事した期間があるときは、第五十条第二項の規定により退職年金の年額を算定するについては、当分の間、当該業務に従事した期間の一月を一・二月として計算するものとする。

一 日本国有鉄道における蒸気機関車乗員としての現業勤務
二 炭坑内切羽における連統的現業勤務
三 肺結核又は喉頭結核の患者を収容する病室において直接看護に従事する勤務

昭和三十一年五月八日 衆議院會議録第四十五号 公共企業体職員等共済組合法案

(退職一時金及び遺族一時金の額の特例)

第八條 更新組合員に対する退職一時金の額は、第五十四条第二項の規定にかかわらず、俸給日額に附則第五條第一項第一号の期間で施行日の前日まで引き続いていゝ恩給(以下「一時恩給」といふ。)の基礎となつた在職年に係るものを除く。、同項第三号の期間(控除期間を除く。))及び施行日以後の組合員期間を合算した期間に同じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定は、更新組合員の遺族に対する遺族一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第五十四条第二項」とあるのは、「第五十九条第二項」と読み替へるものとする。

3 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員に対する退職一時金の額は、俸給に附則第五條第一項第一号の期間で同日まで引き続いていゝもの(同日前に給付事由の生じた一時恩給の基礎となつた在職年に係るものを除く。))と施行日以後の組合員期間とを合算した期間の年数を乗じて得た金額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、その金額を当該退職一時金の額とする。

4 前項の規定は、施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員の遺族に対する遺族一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第一項の規定」とあるのは、「第二項の規定」と読み替へるものとする。

第九條 組合員期間二十年未満の更新組合員が施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員の遺族に対する遺族一時金の額は、俸給に附則第五條第一項第一号の期間で同日まで引き続いていゝもの(同日前に給付事由の生じた一時恩給の基礎となつた在職年に係るものを除く。))と施行日以後の組合員期間とを合算した期間の年数を乗じて得た金額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、その金額を当該退職一時金の額とする。

の額は、「第二項の規定」と読み替へるものとする。

5 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員(同日に恩給公務員であつた更新組合員を除く。以下「更新組合員」といふ。))に対する退職一時金の額は、俸給日額に附則第五條第一項第三号の期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間に同じ別表第六に定める日数を乗じて得た金額(同号の期間のうち控除期間を有する者については、その金額から俸給日額に控除期間に応じ同表に定める日数を乗じて得た金額の百分の四十五に相当する金額を控除した金額)に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、その金額を当該退職一時金の額とする。

6 前項の規定は、施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員の遺族に対する遺族一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第一項の規定」とあるのは、「第二項の規定」と読み替へるものとする。

(年金受給資格に関する特例)

第九條 組合員期間二十年未満の更新組合員が施行日の前日に恩給公務員であつたものが退職した場合において、附則第五條第一項第一号の期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間が十七年以上であるときは、第五十条第一項及び第五十四条第一項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金は支給しない。

第十條 軍人恩給又は増加恩給等を受ける権利を有する組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたもの(前条の規定の適用を受ける者を除く。))が退職した場合において、その者の施行日以前の在職年(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法第三十二条の規定により附される加算年、法律百五十五号附則第二十四条の規定により恩給の基礎在職年に算入されない実在職年、同法附則第二十四条の基礎在職年に算入されることとなつてゐる実在職年及び在職年の計算において除算されることとなつてゐる在職年を除く。以下同じ。)の年数と施行日以後の組合員期間の年数とを合算した年月数が十七年以上であるときは、第五十条第一項及び第五十四条第一項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金は支給しない。

十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたもの(前条の規定の適用を受ける者を除く。))が退職した場合において、その者の施行日以前の在職年(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法第三十二条の規定により附される加算年、法律百五十五号附則第二十四条の規定により恩給の基礎在職年に算入されない実在職年、同法附則第二十四条の基礎在職年に算入されることとなつてゐる実在職年及び在職年の計算において除算されることとなつてゐる在職年を除く。以下同じ。)の年数と施行日以後の組合員期間の年数とを合算した年月数が十七年以上であるときは、第五十条第一項及び第五十四条第一項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金は支給しない。

第十一條 組合員期間二十年未満の更新組合員が退職した場合において、次の期間を組合員期間に算入するとすれば組合員期間が二十年以上となるときは、第五十条第一項及び第五十四条第一項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金は支給しない。

一 職員であつた期間及びその前又は後に引き続き職員以外の国家公務員であつた期間のうち、恩給公務員期間及び附則第五條第一項第二号から第四号までの期間を除いた期間

六九

- 二 昭和二十年八月十五日に旧令共済組合の組合員であつた者で昭和二十三年六月三十日まで職員となり、以後施行日まで引き続き職員であるものの当該旧令共済組合の組合員であつた期間で昭和二十年八月十五日まで引き続き就いているものうち、恩給公務員期間並びに附則第五条第一項第二号及び第三号の期間を除いた期間
- 三 地方鉄道会社に勤務していた者で当該地方鉄道会社所属の鉄道の買収に際して国に引き継がれ、以後施行日まで引き続き職員であるものの当該地方鉄道会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続き就いているものうち恩給公務員期間を除いた期間
- 四 国際電気通信株式会社、日本電信電話工事株式会社及び日本電信電話株式会社勤務していた者で当該会社の買収に際して国に引き継がれ、以後施行日まで引き続き職員であるものの当該会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続き就いているものうち恩給公務員期間を除いた期間
- 2 前項第二号において「旧令共済組合」とは、次に掲げる命令に基づいて組織された共済組合をいう。
- 一 朝鮮總督府通信官署共済組合令(昭和十六年勅令第三百五十七号)
- 二 朝鮮總督府交通局長共済組合令(昭和十六年勅令第三百五十八号)
- 三 台湾總督府専売局共済組合令(大正十四年勅令第二百十四号)
- 四 台湾總督府営林共済組合令(昭和五年勅令第五十九号)
- 五 台湾總督府交通局通信共済組合令(昭和十六年勅令第二百八十六号)
- 六 台湾總督府交通局鉄道共済組合令(昭和十六年勅令第二百八十七号)
- 七 旧陸軍共済組合令(大正八年勅令第八十号)
- 八 旧海軍共済組合令(大正十一年勅令第六十号)
- 3 第一項第三号において「地方鉄道会社」とは、信濃鉄道株式会社、芸備鉄道株式会社、横濱鉄道株式会社、北九州鉄道株式会社、富士身延鉄道株式会社、白根鉄道株式会社、新潟臨港開港鉄道株式会社、留萌鉄道株式会社、北海道鉄道株式会社、鶴見鉄道株式会社、富山地方鉄道株式会社、伊那電気鉄道株式会社、三信鉄道株式会社、鳳来寺鉄道株式会社、豊川鉄道株式会社、播磨鉄道株式会社、宇部鉄道株式会社、小野田鉄道株式会社、小倉鉄道株式会社、産業セメント株式会社、胆振縦貫鉄道株式会社、宮城電気鉄道株式会社、南武鉄道株式会社、青森電気鉄道株式会社、奥多摩電気鉄道株式会社、相模鉄道株式会社、飯山鉄道株式会社、中国鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社及び南海鉄道株式会社をいう。
- 第十二条 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員が同日又は同日まで引き続き長期組合員であつた期間に業務によらないで病氣にかかり、又は負傷し、その病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職し、第五十七条第二項の規定の適用を受ける者である場合において、その者が退職の時まで引き続き長期組合員であり、かつ、その退職が旧法に規定する退職であるとならば同法の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者であるときは、第五十五条第一項及び第五十七条第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者に廃疾年金を支給し、廃疾一時金は支給しない。
- 第十三条 附則第九条から第十一條までの規定による退職年金又はこれに基く減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、第五十八条第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に遺族年金を支給する。
- 2 組合員期間二十年未満の更新組合員が死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならばその者に附則第九条から第十一條までの規定による退職年金を支給すべきこととなるときは、第五十八条第一項及び第五十九条第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に遺族年金を支給し、遺族一時金は支給しない。
- 3 更新組合員が死亡し、その遺族が公務扶助料を受ける権利を有することとなつたときの当該更新組合員の組合員期間が二十年未満である場合において、その者の施行日前の在職年の年数と施行日以後の組合員期間の年数とを合算した年数が十七年以上であるときは、第五十八条第一項及び第五十九条第一項の規定にかかわらず、当該遺族に遺族年金を支給し、遺族一時金は支給しない。
- (前五条の規定による年金の年額)
- 第十四条 附則第九条から第十一條までの規定の適用を受ける者に対する退職年金の年額は、附則第六條第一項の規定にかかわらず、俸給年額の百分の四十に相当する金額から、同項各号の期間(一年未満の端数は切り捨てる)についてはその一年につきそれぞれ当該各号の金額を、二十年とそれの組合員期間(一年未満の端数は切り捨てる)との差年数についてはその一年につき俸給年額の百分の二に相当する金額をそれぞれ減じた金額とする。
- 2 附則第九条から第十一條までの規定により退職年金を受ける権利を有する者に対する第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「第五十条第二項」とあるのは、「附則第十四条第一項」と読み替へるものとする。
- 3 附則第十二条の規定による廃疾年金の年額は、第五十五条第二項の規定にかかわらず、附則第十二條に該当する者が退職の時まで引き続き長期組合員であり、かつ、その退職が旧法に規定する退職であるとならば同法を適用することとしたならば受けることができる同法の規定による廃疾年金の年額に相当する金額とする。
- 4 前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に対する第五
- 十八條第二項の規定の適用については、同項第一号中「第五十条第二項」とあるのは、「附則第十四条第二項」と読み替へるものとする。
- (退職後増加恩給等受給者となる者に関する特例)
- 第十五条 更新組合員であつた者が退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職の時においてすでに増加恩給等を受ける権利を有する者であつたものとみなす。
- 2 前項に該当することとなつた更新組合員であつた者がその時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金は支給しないものとする。ただし、退職年金又は減額退職年金の支給を受けていた更新組合員であつた者が同項の規定により退職一時金を受けるべきこととなつた場合において、その者がその時までに支給を受けた退職年金又は減額退職年金の総額が当該退職一時金の額に満たないときは、その差額を支給するものとする。
- 3 更新組合員であつた者が退職した後に死亡した場合において、その者の遺族が公務扶助料を受ける権利を有する者となつたときは、

当該更新組合員であつた者は、長期給付に關する規定の適用については、退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。

(退職後増加恩給等を受けなくつた者に關する特例)

第十六条 増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加恩給等を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に關する規定の適用については、退職の時に於いてすでに増加恩給等を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。

2 前項に該當することとなつた更新組合員であつた者がその時まで支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時まで支給すべきもの又は退職一時金は支給しないものとする。ただし、同項の規定により受けるべきこととなつた退職一時金の額がその者が支給を受けた退職一時金の額をこえるときは、その差額を支給するものとする。

3 退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつたときは、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該退職一時金の額に相當する金額を控除し、当該更新一時金の額に相當する金額

該退職一時金の額に相當する金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

(支給開始年齢に關する特例)

第十七条 附則第五條第一項第一号の期間が十一年以上である更新組合員に對する退職年金については、第五十條第一項ただし書の規定を適用せず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその十分の五に相當する金額、五十五歳に達するまではその十分の三に相當する金額の支給を停止する。

2 施行日前にすでに旧法の規定により退職年金を受ける権利を有する更新組合員及び施行日の前日まで引き続き十三年以上長期組合員であつたその他の更新組合員に對する退職年金については、第五十條第一項ただし書の規定を適用せず、五十歳に達するまでの支給を停止する。

3 第一項及び前項の規定の適用を受ける者については、その者の選択によりそのいずれか一の規定を適用するものとする。

(重複期間に對する一時金)

第十八条 施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつてゐる共済組合の組合員であつた期間又は施行日の前日まで引き続き長期組合員であつたその他の更新組合員の当該長期組合員であつた期間のうち、同

時に附則第五條第一項第一号の期間に該當する期間(以下「重複期間」といふ)があるときは、当該重複期間につきその者又はその遺族に一時金を支給する。

2 前項の規定による一時金は、施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員についてはその者が退職し、又は死亡した日にその者又はその遺族に、その他の更新組合員については施行日にその者に支給するものとする。

3 第一項の規定による一時金の額は、施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員については当該退職年金の年額の算定の基準となつてゐる俸給又は仮定俸給の十分の一に相當する金額に、その他の更新組合員については施行日の前日の俸給日額にそれぞれ重複期間に應じ別表第六に定める日数を乗じて得た金額とする。

4 前項の一時金の額が旧法の規定による退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用に充てゐるものとして重複期間内に当該更新組合員が負担した各年度(四月一日から翌年三月三十一日までとする。)ごとの掛金額にこれに對するそれぞれ翌年度の四月一日から当該一時金を支給する日の属する月の前月末日までの利子(利子の計算は複利計算の方法によるものとし、利率は年四分五厘とする。)を加えた額の合算額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その合算額を当該一時金の額とする。

5 第一項の規定による遺族に對する一時金については、前三項に規定するもののほか、遺族一時金の例によるものとする。

(長期給付に關する規定の適用に關する特例)

第十九条 施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員で附則第四條第三項本文の規定を適用しないとしたならば恩給に關する法令の規定による普通恩給(以下「普通恩給」といふ。)(軍人恩給及び恩給法第四十六條の規定による普通恩給を除く。以下この項、附則第二十四條第四項及び第五項並びに附則第二十五條第四項及び第五項において同じ。)を受ける権利を有するもの及び施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員で同日に普通恩給を受ける権利を有するものは、施行日以後長期給付に關する規定の適用を受けない組合員となることができる。この場合において、附則第四條第三項本文の規定は、適用しない。

2 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員で前項の規定により施行日以後長期給付に關する規定の適用を受けない組合員となるもの又はその遺族に對しては、当該更新組合員が施行日の前日に旧法に規定する退職をしたとしたならば同法の規定により支給されるべき退職給付、廃疾給付又は遺族給付に相當する給付を同法の規定の例により支給するものとする。

ただし、同法の規定による退職年金に相當する給付は、当該更新組合員が更新組合員である間、その支給を停止する。

8 第一項の規定により長期給付に關する規定の適用を受けない組合員となつたとする者は、施行日の前日までその旨を申し出なければならぬ。

(旧法の規定による退職年金等の取扱)

第二十条 施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金は、その者が退職した場合において、その者が特にこれを受けることを希望する旨を申し出たときは、給しないものとする。施行日前にすでに同法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員が死亡した場合において、当該退職年金に基く同法の規定による遺族年金又は年金者遺族一時金も、また、同様とする。

2 前項の申出があつた場合においては、その者又はその遺族に對して支給する長期給付については、附則第五條第一項第二号の期間は、組合員期間に算入しないものとする。

3 前項の場合においては、附則第十七條の規定は適用しない。

(役員に關する特例)

第二十一条 施行日に役員である更新組合員については、附則第四條第三項本文の規定は適用しない。

2 施行日に役員である者で施行日の前日に長期組合員であつたもの

又はその遺族に対しては、当該役員である者が同日に旧法に規定する退職をしたとしたらば同法の規定により支給される退職給付、廃疾給付又は遺族給付に相当する給付を同法の規定の例により支給する。ただし、同法の規定による退職年金に相当する給付は、当該役員である者が更新組合員である間、その支給を停止する。

(未帰還更新組合員に関する特例)
第二十二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する未帰還者である更新組合員(以下「未帰還更新組合員」といふ。)に対しては、同条第一項中「給付」とあるのは「短期給付」と、同条第二項中「組合員の俸給」とあるのは「組合員の昭和二十八年七月三十一日における俸給」と読み替へるものとす。

2 未帰還更新組合員が施行日前に法律第五十五号附則第三十条第一項第一号又は第二号の規定により退職したものとなされ、普通恩給を給された者であるときは、その者の祖父、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものに對し、これらの者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日(海外にある間に死亡した場合にあつては、死亡の判明した日。以下同じ)の属する月までの当該未帰還更新組合員が同項の規定により受けることができた普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

3 施行日に法律第五十五号附則第三十条第一項に規定する未帰還公務員(以下この項において「未帰還公務員」といふ。)である更新組合員(前項の規定の適用を受ける未帰還更新組合員を除く。)が同日以後も未帰還公務員であるとしたならば同条同項第二号の規定により退職したものとなされ、普通恩給を給されるべき者であるときは、その者の祖父、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものに對し、これらの者の申請により、その退職とみなされる日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで当該普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

4 前二項の規定による年金を受け取る者の順位は、妻、未成年の子、父母(養父母を先にして実父母を後にする)、祖父、祖母(養祖母を先にして実祖母を後にする)、父母の父母(養父母の父母を後にする)の順序とする。

5 未帰還更新組合員が施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受け取る権利を有する者又はその施行日の前日まで引き続く長期組合員であつた期間が二十年以上であるその他の者であるときは、その者の未帰還者留守家族等援護法第四条に規定する留守家族(以下この条において「留守家族」といふ。)で同法の規定による留守家族手当(以下この条において「留守家族手当」といふ。)を受けることができ、その者の申請により、施行日の属する月から当該未

帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

6 前項の規定による年金の年額は、同項の未帰還更新組合員につき総額が定める仮定俸給の四月分に相当する金額とする。この場合において、その仮定俸給は、当該未帰還更新組合員が施行日の前日まで引き続く職務に従事していたならば受けるべき俸給を下つてはならない。

7 未帰還更新組合員(施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受け取る権利を有する者を除く。)の施行日の前日まで引き続く長期組合員であつた期間が二十年未満である場合において、当該期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間が二十年に達したときは、その者の留守家族で留守家族手当の支給を受けることができるものに對し、その者の申請により、その二十年に達した日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

8 第六項の規定は、前項の規定による年金の年額について準用する。この場合において、第六項中「施行日の前日」とあるのは、「第七項の二十年に達した日」と読み替へるものとする。

9 第二項又は第三項の規定による年金は、未帰還更新組合員が四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその十分の五に相当する金額、五十五歳に達するまではその十分の三に相当する金額の支給を停止し、第五項又は

第七項の規定による年金は、未帰還更新組合員が五十歳に達するまではその支給を停止する。

10 同一未帰還更新組合員について第二項又は第三項の規定による年金及び第五項又は第七項の規定による年金の支給を受けることとなつた者に対しては、その時から第二項又は第三項の規定による年金は支給しない。この場合において、第五項又は第七項の規定により支給すべき年金の年額が第二項又は第三項及び前項の規定によりその年において支給すべき年金の額に満たないときは、第六項又は第八項の規定にかかわらず、その金額を第五項又は第七項の規定による年金の年額とする。

11 第二項、第三項、第五項又は第七項の規定による年金の支給は、遺族年金の支給に関する規定に準じて行ふものとする。

(国家公務員との交流措置)
第二十三条 更新組合員が退職し、その当日又は翌日に国家公務員となつた場合において、その者が運営規則の定めるものに該当する者(以下「転出組合員」といふ。)であるときは、その者に対する長期給付に関する規定の適用については、この条から附則第二十五条までに規定するところによる。

2 転出組合員の前に規定する退職(以下「転出」といふ。)に關しては、第十六条の規定にかかわらず、長期給付は行わない。

3 転出組合員については、旧法第十五条第二項及び第四十条の規定は適用しない。

第二十四条 転出組合員が引き続き国家公務員として在職した後当該国家公務員の職を退き、その当日又は翌日に再びもとの公共企業体の職員となり組合員の資格を取得(以下「復帰」といふ。)したときは、長期給付に關する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者(以下「復帰組合員」といふ。)は、当該国家公務員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

2 前項の場合において、当該国家公務員であつた期間の全部又は一部が恩給法にいう公務員であつた期間であつてその期間のうちに同法第四十条ノ二又は第四十一条の規定により半減又は除算すべき期間があるときは、これらの規定によりすべき半減又は除算をした後の期間をもつて同項の当該国家公務員であつた期間とする。

3 復帰組合員が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給又は旧法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額から当該一時恩給の額又は同法の規定による当該退職一時金の額(同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額。以下この項において同じ)に相当する金額を控除するものとし、そ

の者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給又は同法の規定による当該退職一時金の額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

4 復職組合員又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき普通恩給若しくは恩給に關する法令の規定による扶助料(恩給法第七十五條第一項第二号及び第三号の規定による扶助料を除く。以下「扶助料」という。)又は旧法の規定による退職年金若しくは遺族年金を受ける者である場合においては、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その年額(第二十條から第二十二條までの規定による給付の制限又は附則第十七條の規定による給付の停止を受けているときは、その年額からその制限又は停止を受けている金額を控除した後の金額とする。)から当該普通恩給若しくは扶助料又は同法の規定による当該退職年金若しくは遺族年金の年額(恩給の停止又は同法の規定による給付の制限を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額を

控除した後の金額とする。)に相当する金額を控除するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第五十四條第二項又は第五十九條第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

5 前項の場合において、復職組合員が普通恩給又は旧法の規定による退職年金のほかに一時恩給又は同法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、同項後段の規定中「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間」とあるのは、「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間のうち当該普通恩給又は旧法の規定による当該退職年金の基礎となつてゐる期間」と読み替へるものとする。

6 復職組合員が退職又は死亡した場合において、その者が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき増加恩給等を受ける権利を有する者であるときは、組合員期間の計算については、当該期間のうち当該増加恩給等に係る期間は組合員期間から除算するものとする。

7 前項の規定は、復職組合員が死亡した場合において、その遺族が

公務扶助料を受ける者であるときに準用する。

8 普通恩給を受ける権利及び旧法の規定による退職年金を受ける権利の双方を有する復職組合員は、その申出により、復職した日以後長期給付に關する規定の適用を受けない組合員となることができる。

9 前項の申出は、復職の際に行わなければならない。

第二十五條 転出組合員が転出した日(転出が二回以上になつたときは、最後に転出した日)以後再び組合員となることなくして国家公務員の職を退き、又は国家公務員の職を退くことなくして死亡したときは、長期給付に關する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、転出した日の翌日からその時まで引き続き組合員であつて、かつ、その時において退職し、又は死亡したものとみなす。この場合において、第十七條の規定の適用については、同条中「給付事由が発生した当時(給付事由が退職後に発生したものに就ては、退職当時)の掛金の標準となつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給」とあるのは、「転出組合員が国家公務員の職を退き、又は死亡した月において支給を受けた俸給(当該俸給の額が転出した月において負担した掛金の標準となつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給の額に満たないときは、その俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給)と読み替へるものとする。

2 前条第二項、第六項及び第七項の規定は、前項の場合に準用する。

3 転出組合員であつた者又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給若しくは恩給に關する法令の規定による一時扶助料(以下「一時扶助料」という。)又は旧法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金を受けた者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その者に当該一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあつては、その合算額)から当該一時恩給若しくは一時扶助料の額又は同法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金の額(同法第五十九條から第六十二條までの規定の適用を受ける者にあつてはこれらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額、退職一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあつてはその合算額。以下この項において同じ。)に相当する金額を控除するものとし、これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給若しくは一時扶助料又は旧法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金の額に相当する金額

を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

4 転出組合員であつた者又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき普通恩給若しくは扶助料又は旧法の規定による退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金を受ける者である場合においては、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その年額(第二十條から第二十二條までの規定による給付の制限又は附則第十七條の規定による給付の停止を受けているときは、その年額からその制限又は停止を受けている金額を控除した後の金額とする。)から当該普通恩給若しくは扶助料又は同法の規定による当該退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の年額(恩給の停止又は同法の規定による給付の制限を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額を控除した後の金額とする。)に相当する金額を控除するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第五十四條第二項又は第五十九條第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗

じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

定中「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間」とあるのは、「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間のうち当該普通恩給若しくは旧法の規定による当該退職年金の基礎となつている期間又は旧法の規定による当該廃疾年金に係る期間」と読み替へるものとする。

6 第四項の場合において、転出組合員であつた者の遺族が扶助料又は旧法の規定による遺族年金を受け、かつ、転出組合員であつた者が第一項の規定により組合員とみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給又は同法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、同項後段の規定中「第一

7 第一項の場合において、転出組合員が旧法の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者であるときは、その者に対しては、退職一時金及び廃疾一時金は支給しない。ただし、その者が当該廃疾年金を受けなくなり、又は死亡した場合において、その者がその時点で支給を受けた当該廃疾年金の総額（その者又はその遺族が同法第四十四条又は第五十一条第三号

及び第五十二條第三号の規定による差額の支給を受けるときは、当該差額と当該支給を受けた総額との合算額が当該退職一時金の額と廃疾一時金の額との合算額に満たないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給するものとする。

9 転出組合員であつた者で、廢疾年金を受ける権利を有するものが旧法第四十四条の規定による差額の支給を受けることとなつたときは、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該差額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残

額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

11 第九項の場合において、転出組

・族が遺族年金を受けることとなり、かつ、同項の規定により控除すべき残額があるときは、その遺族に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該残額に相当する金額を控除し、これらの金額が支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

12 第八項の規定は、転出組合員の

遺族について準用する。この場合において、「旧法第四十四条の規定による差額」とあるのは旧法第五十一条第三号の規定による年金者遺族一時金と、「同法第四十四条の規定による差額」とあるのは「同法第五十二条第三号の規定による差額」と読み替へるものとする。

転出組合員であつた者で廢疾年金を受ける権利を有するものが死亡し、その遺族が遺族年金及び旧法第五十一条第三号の規定による

該年金を支給する際にその支給期

月に支給すべき当該年金の額から当該年金者遺族一時金の額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

第二十六條 附則第五條から第十八條まで並びに附則第二十四條第三項から第五項まで、第八項及び第九項の規定は、この法律施行の際現に国家公務員である者が以後引き続き国家公務員として在職した後当該国家公務員の職を退き、その当日又は翌日に職員となり組合員の資格を取得（以下「転入」という。）した場合において、その者が運営規則の定めるものに該当する者（以下「転入組合員」という。）であるときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替へるものとする。

附則第六條第一項第一號	前條第一項第一號	附則第二十六條第一項において準用する附則第五條第一項第一號
附則第六條第一項第二號	前條第一項第二號及び第三號	附則第二十六條第一項において準用する附則第五條第一項第二號及び第三號
附則第六條第一項第三號	前條第一項第四號	附則第二十六條第一項において準用する附則第五條第一項第四號
附則第六條第二項	附則第六條第一項	附則第二十六條第一項において準用する附則第六條第一項
附則第六條第三項及び第四項	施行日	転入した日

昭和三十一年五月八日 衆議院會議録第四十五号 公共企業体職員等共済組合法案

附則第六條第五項	附則第六條第一項	附則第二十六條第一項において準用する附則第六條第一項
附則第七條第一項	附則第五條	附則第二十六條第一項において準用する附則第五條
附則第八條第一項	附則第五條第一項第一号	附則第二十六條第一項において準用する附則第五條第一項第一号
	施行日	転入した日
附則第八條第三項	施行日	転入した日
附則第八條第四項	附則第五條第一項第一号	附則第二十六條第一項において準用する附則第五條第一項第一号
	施行日	転入した日
附則第八條第五項	施行日	転入した日
附則第八條第六項	附則第五條第一項第一号	附則第二十六條第一項において準用する附則第五條第一項第一号
	施行日	転入した日
附則第九條	附則第五條第一項第一号	附則第二十六條第一項において準用する附則第五條第一項第一号
	施行日	転入した日
附則第十條	前条	附則第二十六條第一項において準用する附則第九條
附則第十一條第一項第一号	附則第五條第一項第一号から第四号まで	附則第二十六條第一項において準用する附則第五條第一項第一号から第四号まで
	施行日	転入した日
附則第十一條第二項	附則第五條第一項第二号及び第三号	附則第二十六條第一項において準用する附則第五條第一項第二号及び第三号

附則第十一條第一項第三号及び第四号	施行日	転入した日
附則第十二條	施行日	転入した日
附則第十三條第一項及び第二項	附則第九條から第十一条まで	附則第二十六條第一項において準用する附則第九條から第十一条まで
附則第十三條第三項	施行日	転入した日
附則第十四條第一項	附則第九條から第十一条まで	附則第二十六條第一項において準用する附則第九條から第十一条まで
附則第十四條第二項	附則第六條第一項	附則第二十六條第一項において準用する附則第六條第一項
附則第十四條第三項	附則第九條から第十一条まで	附則第二十六條第一項において準用する附則第九條から第十一条まで
附則第十四條第四項	附則第十四條第一項	附則第二十六條第一項において準用する附則第十四條第一項
附則第十四條第五項	前条第二項及び第三項	附則第二十六條第一項において準用する附則第十四條第五項
附則第十五條第一項	附則第十四條第一項	附則第二十六條第一項において準用する附則第十四條第一項
附則第十五條第二項	附則第五條第一項第一号	附則第二十六條第一項において準用する附則第十五條第二項
附則第十六條第一項	施行日	転入した日
附則第十六條第二項	施行日	転入した日
附則第十七條第一項	附則第五條第一項第一号	附則第二十六條第一項において準用する附則第十七條第一項
附則第十七條第二項	施行日	転入した日
附則第十八條第一項	附則第五條第一項第一号	附則第二十六條第一項において準用する附則第十八條第一項
附則第十八條第二項及び第三項	施行日	転入した日
附則第二十四條第三項から第五項まで	第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間	附則第二十六條第一項において準用する附則第二十四條第三項から第五項までの期間で転入した日まで引き続いているもの

昭和三十一年五月八日 衆議院會議録第四十五号 公共企業体職員等共済組合法案

2 転入組合員が退職し、その当日又は翌日に国家公務員となつた場合において、その者が運営規則の定めるものに該当する者であるときは、その者を更新組合員とみなして附則第二十三条の規定を適用する。

第二十七条 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第七條の規定により日本電信電話公社から郵政大臣に委託した業務を日本電信電話公社が自ら行うこととなつた場合において、当該委託業務に従事していた国家公務員がその職を退き、その当日又は翌日に日本電信電話公社の職員となつたときは、その者(転入組合員である者を除く)に対する長期給付については、当分の間、附則第二十四条の規定を準用する。

(期間の計算の方法)

第二十八条 附則に規定する期間は、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終るものとし、二以上の期間を合算する場合において、後の期間の初日が前の期間の最終日と同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

(非課税の特例)

第二十九条 第八條の規定の適用については、附則第十九條第二項又は第二十一条第二項の規定による給付で旧法の規定による退職給付に相当するものは退職年金又は退職一時金と、附則第二十二條の規定による給付は退職年金と、附則

第十五條、第十六條又は第十八條の規定(附則第二十六條において準用するこれらの規定を含む)によつて支給される差額又は一時金は退職一時金とみなす。

(経過措置に伴う費用の負担)

第三十条 附則第五条から第二十八条までの規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

(債務の保証)

第三十一条 更新組合員が国民金融公庫に担保に供していた恩給が附則第四条第三項本文の規定により消滅したときは、組合は、当該恩給によつて担保されている債務につき民法(明治二十九年法律第八十九号)の保証債務と同一の債務を負う。

(監督の経過措置)

第三十二条 主務大臣は、当分の間、大蔵大臣と協議して定めるところにより、この法律に基く所掌事務のうち第八十三條第三項及び第四項に係る事務を大蔵省の機関に委任することができる。この場合において、当該事務に関して、主務大臣及び大蔵大臣が当該機関を指揮監督する。

(日本専売公社法の一部改正)

第三十三条 日本専売公社法の一部を次のように改正する。

第五十条から第五十三条までを次のように改める。

除

第三十四条 日本国有鉄道法の一部を次のように改正する。

第五十六条から第五十九条までを次のように改める。

第五十六条から第五十九条まで

削除

(日本電信電話公社法の一部改正)

第三十五条 日本電信電話公社法の一部を次のように改正する。

第七十九条から第八十一条までを次のように改める。

第七十九条から第八十一条まで

削除

(恩給負担金の取扱)

第三十六条 この法律施行前に給与事由の生じた恩給で役員及び職員であつた者に係るものの支払に充てるべき金額の負担については、なお、従前の例によることとし、その金額の計算については、政令の定めるところによる。

(日本専売公社法施行法の一部改正)

第三十七条 日本専売公社法施行法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

(日本国有鉄道法施行法の一部改正)

第三十八条 日本国有鉄道法施行法(昭和二十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十九条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第二條第二項中第七号の次に次の一号を加える。

七の二 アルコール専売事業特別会計においてその俸給を支弁する職員 通商産業省

第三十四条第一項中「市町村職員共済組合法」を「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第 号)」又は「市町村職員共済組合法」に、同条第二項中「市町村職員共済組合」を「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合若しくは市町村職員共済組合」に改める。

第四十条 この法律による改正前の日本専売公社法施行法第十一條の規定により旧組合の組合員であつた者は、国家公務員共済組合法第十二條の規定にかかわらず、施行日から、この法律による改正後の国家公務員共済組合法第二條第二項第七号の二の規定により設けられた共済組合(以下この条において「アルコール専売共済組合」という)の組合員たる資格を取得する。

2 専売共済組合は、前項の規定に該当する者に係る責任準備金に相当する金額をアルコール専売共済組合に移換しなければならぬ。

3 前項の責任準備金の計算及び専売共済組合からアルコール専売共済組合への権利義務の移転については、大蔵省令で定める。

第四十一条 この法律による改正前の日本国有鉄道法施行法第六條の規定により旧組合の組合員であつた者は、国家公務員共済組合法第十二條の規定にかかわらず、施行日から、同法第二條第一項の規定により運輸省に設けられた共済組合(以下次項において「運輸省共済組合」と改める)の組合員たる資格を取得する。

2 国鉄共済組合は、前項の規定に該当する者に係る責任準備金に相当する金額を運輸省共済組合に移換しなければならぬ。

3 前項の責任準備金の計算については、大蔵省令・運輸省令で定める。

(船員保険法の一部改正)

第四十二条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「国家公務員共済組合法」の下に「公共企業体職員等共済組合法」を加える。

(厚生年金保険法及び船員保険交渉法の一部改正)

第四十三条 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)」の下に「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第 号)」を加える。

(船員保険特別会計法の一部改正)

第四十四条 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三條中「国家公務員共済組合法」の下に「公共企業体職員等共済組合法」を加える。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第四十五条 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

七〇六

職員等共済組合法(昭和三十一年法律第 号)又は市町村職員共済組合法に、同条第二項及び第三項中「又は国家公務員共済組合法若しくは」を、「国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法又は」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第四十六条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の下に」を「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第 号)」を加える。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第四十七条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第十七条(組合の給付)及び」を「第十七条(組合の給付)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第 号)第十六条(組合の給付)、

附則第十九条第二項(長期給付に關する規定の適用に關する特例)、第二十一条第二項(役員に關する特例)及び第二十二條(未帰還更新組合員に關する特例)」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第四十八条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「(恩給法等との調整)」に改め、同条中「場合の

下」又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第 号)附則第二十二條の規定による年金の支給があつた場合」を、「当該普通恩給の下に」又は「年金」を加える。

附則に次の一項を加える。

46 未帰還者に關し、公共企業体職員等共済組合法附則第二十二條の規定による年金の給付が行われる場合において、当該年金の給付が始められた月以降の分として留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給を受けた者は、その支給された留守家族手当又は特別手当の額に相當する金額を政令で定めるところにより、返還しななければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部改正)

第四十九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項第三号中「(日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十條第一項において準用する場合を含む)」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 公共企業体職員等共済組合法

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律の一部改正)

第五十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除

外等に關する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「レの次に次のように加える。

ソ 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第 号)

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律の一部改正)

第五十一条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二ただし書を次のように改める。

但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する給付に要する費用は、当該各号に掲げる団体が負担するものとする。

一 専売共済組合 日本専売公社

二 日本電信電話公社共済組合 日本電信電話公社

(国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律の一部改正)

第五十二条 次に掲げる法律の規定中「左の各号」を「第一号」に改め、「役員又は」を削り、「負担」の下に「するものとし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担」を加え、「日本専売公社法第五十一条第二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国

有鉄道法第五十七条第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、「日本電信電話公社法第八十条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

一 国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律(昭和二十六年法律第三十三号)第三条ただし書

二 昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律(昭和二十六年法律第三十八号)第三条ただし書

三 昭和二十七年年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に關する法律(昭和二十八年法律第六十号)第四条ただし書

(昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に關する法律の一部改正)

第五十三条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「左の各号」を「第一号」に改め、「役員又は」を削り、「負担」の下に「するものとし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担」を加え、

「日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十一条第二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国

有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十一条第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、「日本電信電話公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十二条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

一 国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に關する法律(昭和三十一年法律第 号)第三条ただし書

「日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十一条第二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七条第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、「日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第八十条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

(国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に關する法律等の一部改正)

第五十四条 次に掲げる法律の規定中「次の各号」を「第一号」に改め、「役員又は」を削り、「負担」の下に「するものとし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担」を加え、「日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十一条第二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国

有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十二条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

一 国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に關する法律(昭和三十一年法律第 号)第三条ただし書

二 昭和二十七年年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に關する法律(昭和二十八年法律第六十号)第四条ただし書

三 昭和二十七年年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に關する法律(昭和二十八年法律第六十号)第四条ただし書

(昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に關する法律の一部改正)

第五十三条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「左の各号」を「第一号」に改め、「役員又は」を削り、「負担」の下に「するものとし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担」を加え、

昭和三十一年五月八日 衆議院會議録第四十五号 公共企業体職員等共済組合法案

二 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第 号) 第三条ただし書

(所得税法の一部改正)
第五十五条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第十二号中「国家公務員共済組合及び同連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。
第八号第六項第六号中「(他の法律において準用する場合を含む)」を削り、同項中第六号の三を第六号の四とし、第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。
六の二 公共企業体職員等共済組合法第六十四条の規定による掛金
(法人税法の一部改正)
第五十六条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第五条第一項第四号中「国家公務員共済組合及び同連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。

(登録税法の一部改正)
第五十七条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九条に次の一号を加える。
二十六 専売共済組合、国鉄共済組合又ハ日本電信電話公社共済組合ガ公共企業体職員等共済組合法第四章及第五章ノ規定ニヨル事業ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記
(印紙税法の一部改正)
第五十八条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五条中第六号ノ五の次に次の一号を加える。
六ノ一ノ六 専売共済組合、国鉄共済組合又ハ日本電信電話公社共済組合ノ公共企業体職員等共済組合法ニ基ク給付、同法第六十三条第一項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業ニ関スル証書、帳簿
(租税特別措置法の一部改正)
第五十九条 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第七十条の十第一項第一号中「日本専売公社法第五十一条、日本国有鉄道法第五十七条及び日本電信電話公社法第八十条において準用する場合並びに」を削り、「以下本項及び第七十二条の十七第一項但書において同じ。」の下に「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第 号)」を、「国家公務員共済組合法」の下に「公共企業体職員等共済組合法」を加える。

する場合並びに」を削り、「市町村職員共済組合法」を「公共企業体職員等共済組合法、市町村職員共済組合法」に改める。
(地方税法の一部改正)
第六十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十五条第一号中「国家公務員共済組合連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。
第七十二条の五第一項第四号中「国家公務員共済組合連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。
第七十二条の十四第一項中「日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十一条、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七条及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第八十条において準用する場合並びに」を削り、「以下本項及び第七十二条の十七第一項但書において同じ。」の下に「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第 号)」を、「国家公務員共済組合法」の下に「公共企業体職員等共済組合法」を加える。

第七十二条の十七第一項中「国家公務員共済組合法」の下に「公共企業体職員等共済組合法」を加える。
第七十三条の四第一項第八号中「国民健康保険団体連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。
第二百六十二条第四号の次に次の一号を加える。
四の二 公共企業体職員等共済組合法の規定によつて退職年金、減額退職年金、退職一時金及び休業手当金(同法附則の規定による給付でこれらに類するものを含む。以下第六百七十二条第四号の二において同じ。)以外の給付として支給を受ける金品
第二百九十六条第一号中「国家公務員共済組合連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。
第三百四十八条第二項第十一号の三及び同条第四項中「国家公務員共済組合連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。
第六百七十二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 公共企業体職員等共済組合法の規定によつて退職年金、減額退職年金、退職一時金及び休業手当金以外の給付として支給を受ける金品
(大蔵省設置法の一部改正)
第六十一条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第六十六条第六項及び第七十六号中「日本専売公社」の下に「及び専売共済組合」を加える。
(運輸省設置法の一部改正)
第六十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第三十号中「日本国有鉄道」の下に「及び国鉄共済組合」を加える。
第二十七条第一項中第二号の二の次に次の一号を加える。
二の三 国鉄共済組合に関すること。
(郵政省設置法の一部改正)
第六十三条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第四条第二十二号の二及び第六十一条第一項第十二号の二中「及び」の下に「日本電信電話公社共済組合並びに」を加える。

別表第一

損害の程度		月数
一	住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき。	三月
二	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	三月

住居及び家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき。		二月
一	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	二月
二	住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき。	二月
三	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	二月
四	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	二月

別表第二

一	二
住居及び家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき。 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。
一月	〇・五月

別表第三

一	二	三	四	五	六
連 結 手	機 関 助 士	副 機 関 助 士	線 路 工 手	隧 道 工 手	志免鉱業所における坑内作業従事員

組合員期間	日 数	組合員期間	日 数
二一年未以上	二〇日	十九年未以上	二〇五日
三二年未以上	四〇日	十一年未以上	一三〇日
四三年未以上	六〇日	十二年未以上	二五五日
五四年未以上	八〇日	十三年未以上	二八〇日
六五年未以上	一〇五日	十四年未以上	三〇五日
七六年未以上	一三〇日	十五年未以上	三三〇日
八七年未以上	一五五日	十六年未以上	三六〇日
九八年未以上	一八〇日	十七年未以上	三九〇日

別表第四

十八年未以上	十九年未以上	二十年未以上
四二〇日	四八〇日	四八〇日

一	二
一 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 両腕の用を全く廃したものの 三 両足の用を全く廃したものの 四 両腕を腕関節以上で失つたものの 五 両足を足関節以上で失つたものの 六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの 七 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの 八 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの	一 両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの 二 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 三 両耳の聴力が、耳鼓に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの 四 咀嚼又は言語の機能を廃したものの 五 脊柱の機能に高度の障害を残すもの 六 一腕を腕関節以上で失つたもの 七 一足を足関節以上で失つたもの 八 一腕の用を全く廃したものの 九 一足の用を全く廃したものの 十 両腕のすべての指の用を廃したものの 十一 両足をリスフラン関節以上で失つたもの 十二 両足のすべてのあしゆびを失つたもの 十三 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

昭和三十一年五月八日 衆議院會議録第四十五号 公共企業体職員等共済組合法案

級	級
十四	十五
精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	
一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの 両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の語声を理解することができない程度に減じたもの 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 脊柱の機能に著しい障害を残すもの 一 腕の三大関節のうち、二関節の用を廢したものの 一 足の三大関節のうち、二関節の用を廢したものの 長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 一 腕のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指をあわせ一腕の三指以上を失つたもの おや指及びひとさし指をあわせ一腕の四指の用を廢したものの 一 足をリスフラン関節以上で失つたもの 一 足のすべてのあしゆびの用を廢したもの 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廢したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 あしゆびの用を廢したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾趾関節（第一趾にあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第五

番号	疾 状
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
二	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの 一 耳の聴力が、耳鼓に接しなければ大声による語を解することができない程度に減じたもの 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 脊柱の機能に障害を残すもの
三	一 腕の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの 一 足の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの 一 足を三センチメートル以上短縮したもの
四	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
五	一 腕の二指以上を失つたもの 一 腕のひとさし指を失つたもの 一 腕の三指以上の用を廢したもの ひとさし指をあわせ一腕の二指の用を廢したもの 一 腕のおや指の用を廢したもの 一 足の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの 一 足の五趾の用を廢したもの
六	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
七	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
八	
九	
十	
十一	
十二	
十三	
十四	
十五	
十六	
十七	
十八	
十九	
二十	
二十一	
二十二	

備考 別表第四の備考と同じ。

別表第六

組合員期間	日数	組合員期間	日数
一年六月以上	二〇日	二年六月以上	四〇日
一年六月未満	一〇日	二年六月未満	三〇日

二年六月以上	五〇日	七年六月以上	一四〇日
三年六月以上	六〇日	八年六月以上	一五〇日
四年六月以上	七〇日	九年六月以上	一六〇日
五年六月以上	八〇日	十年六月以上	一七〇日
六年六月以上	九〇日	十一年六月以上	一八〇日
七年六月以上	一〇〇日	十二年六月以上	一九〇日
八年六月以上	一一〇日	十三年六月以上	二〇〇日
九年六月以上	一二〇日	十四年六月以上	二一〇日
十年六月以上	一三〇日	十五年六月以上	二二〇日
十一年六月以上	一四〇日	十六年六月以上	二三〇日

十六年六月以上	三八〇日
十七年六月以上	三九五日
十八年六月以上	四一〇日
十九年六月以上	四二五日
二十年六月以上	四四〇日
二十一年六月以上	四五五日
二十二年六月以上	四七〇日
二十三年六月以上	四八五日
二十四年六月以上	五〇〇日
二十五年六月以上	五一〇日
二十六年六月以上	五二〇日
二十七年六月以上	五三〇日
二十八年六月以上	五四〇日
二十九年六月以上	五五〇日
三十年六月以上	五六〇日

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔石村英雄君登壇〕

○石村英雄君 たいま議題となりま
した公共企業体職員等共済組合法案に
ついて、大蔵委員会における審議の経
過並びに結果を御報告申し上げます。
本法律案は、参議院議員田中啓一君
外二十九名によって提出されたもので
あります。

まず、提案の理由並びに内容の概略
について申し上げます。

日本専売公社、日本国有鉄道及び日
本電信電話公社が公共企業体へ移行し
た際、その職員となった者のうち、す
でに恩給法上の公務員となっていた者
については、当分の間恩給法の規定が
準用されることとなり、その他の者に
ついては、この時以後国家公務員共済

組合法の規定が準用されることとなつ
たのであります。従つて、現在では三
公社職員の退職年金制度は、恩給制度
の適用を受ける者と、共済組合法年金制
度の適用を受ける者と、さらにこれら
両制度の適用を受ける者があつて、
きわめて多岐にわたる状態となつてお
ります。しかるに、この両制度を比較
いたしますと、その給付内容はほぼ同
程度であるにもかかわらず、恩給法に
基く国庫納付金は、共済組合の長期給
付の掛金に比べ著しく低いために、実
質的には給付上の差別待遇となつてお
りまして、職員に不満を生ぜしめる原因
となつておるのであります。しかも、
このような不均衡な年金制度に対する
不平不満は年々ともに激化する事情が
ありますので、労務管理の上から考え
ましても、早急に解決する必要がある

のであります。また、公共企業体に
おきましては、その職務内容も一般公
務員とは異なり、現業的労務を主体と
いたしておりまして、それらの職員は
自然他に転職することも困難でありま
すので、永年勤続者の退職後の生活を
十分保障できるように年金制度を確立
することは、企業能率向上のためにも
早急に必要となつてくるのでありま
す。

以上が本法律案の提案の理由でござ
います。次に、そのおもなる内容に
ついて概略御説明申し上げます。

第一に、各企業体ごとにそれぞれ共
済組合を設け、長期給付、短期給付及
びその他の福祉事業を行うこととした
しております。

第二に、現行恩給法及び国家公務員
共済組合法による年金制度を統合し、

一本化して、全職員に適用することと
いたしておりますが、各年金及び一時
金については簡単に申し述べますと、ま
ず、退職年金の基本額は、現行恩給法
及び国家公務員共済組合法に比べ若干
引き上げて、最終本俸の四〇％とい
はしますが、支給開始年齢は、年金額の
引き上げに対応して五十五才まで延長
することとしたしております。しかし
ながら、重労働作業に従事する者で、
五十五才までその職務に従事すること
が無理を伴うような職務にある者につ
いては、特に五十五才から退職年金の
七〇％を支給することとしたしてあり
ます。次に、退職年金の充実を重視し
た関係上、早期退職者の退職一時金に
ついては、掛金の払い戻し程度に押える
こととしたしております。次に、廃疾年
金については、退職年金と同様に基本額

を引き上げ、不具、廃疾の程度に応じ
て最終本俸の三五％、四〇％、六〇％
の三段階といたしてあります。また、
遺族年金については退職年金の半額と
いたしてありますが、遺族の範囲につ
いては、国家公務員共済組合法による
遺族と大体同様であります。

第三に、短期給付については、現行
国家公務員共済組合法と全く同内容と
いたしてあります。

第四に、組合の給付に要する費用は
公共企業体の負担金と組合員の掛金に
よつてまかなうものとし、公共企業体
の負担割合は、現行国家公務員共済組
合法におけると同様、長期給付につ
いては五五％、短期給付については
五〇％といたしてあります。この結
果組合員の掛金率は、短期給付につ
いては現行国家公務員共済組合法とは

三 氣象通信に關すること。

一 気象（海上気象を除く）、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象（陸水に関するものに限る。以下「陸水象」という。）並びにこれらに関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

二 気象（海上気象を除く）、地象及び陸水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

三 前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

四 津波の予報及び警報に関すること。

五 気象測器その他の測器に関すること（海洋気象部の所掌に属するものを除く。）。

（海洋気象部の事務）

第六十六条 海洋気象部においては、次の事務をつかさどる。

一 海上気象及び水象（海洋に関するものに限る。以下「海水象」という。）並びにこれらに関連する太陽、天空及び海面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

二 海上気象及び海水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

三 前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

四 海面水温及び海氷の状況の予報に関すること。

五 気象庁に所属する観測船に関すること。

六 離島における気象業務に関すること（予報部及び観測部の所掌に属するものを除く。）。

第三款 附属機関

第六十七条 第七十五条に規定するもののほか、気象庁に、次の附属機関を置く。

気象研究所

高層気象台

地震観測所

地磁気観測所

気象庁研修所

気象通信所

気象測器製作所

（気象研究所）

第六十八条 気象研究所は、気象業務に関する技術に関する研究を行う機関とする。

2 気象研究所は、東京都に置く。

3 運輸大臣は、気象研究所の所掌事務の一部を分掌させるため、所

要の地に、その出張所を置くことができる。

4 気象研究所の内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

（高層気象台）

第六十九条 高層気象台は、高層気象に関する精密な観測及び調査並びに高層気象に関する気象測器の試験及び改良を行う機関とする。

2 高層気象台は、茨城県に置く。

3 運輸大臣は、高層気象台の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、その出張所を置くことができる。

4 高層気象台の内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

（地震観測所）

第七十条 地震観測所は、地震に関する精密な観測及び調査並びに地震に関する気象測器の試験及び改良を行う機関とする。

2 地震観測所は、長野県に置く。

3 地震観測所の内部組織は、運輸省令で定める。

（地磁気観測所）

第七十一条 地磁気観測所は、地球磁気及び地球電気に関する観測及び調査を行う機関とする。

2 地磁気観測所は、茨城県に置く。

3 地磁気観測所の内部組織は、運輸省令で定める。

（気象庁研修所）

第七十二条 気象庁研修所は、気象庁の職員に対して、気象業務に従事するため必要な訓練を行う機関とする。

2 気象庁研修所は、千葉県に置く。

3 気象庁研修所の内部組織は、運輸省令で定める。

3 運輸大臣は、地磁気観測所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、その出張所を置くことができる。

4 地磁気観測所の内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

（気象庁研修所）

第七十二条 気象庁研修所は、気象庁の職員に対して、気象業務に従事するため必要な訓練を行う機関とする。

2 気象庁研修所は、千葉県に置く。

3 気象庁研修所の内部組織は、運輸省令で定める。

（気象通信所）

第七十三条 気象通信所は、気象無線報の受信を行う機関とする。

2 気象通信所は、東京都に置く。

3 気象通信所の内部組織は、運輸省令で定める。

（気象測器製作所）

第七十四条 気象測器製作所は、気象測器その他の測器の設計、製作、検定、修理及び調整を行う機関とする。

2 気象測器製作所は、茨城県に置く。

3 気象測器製作所の内部組織は、運輸省令で定める。

（気象審議会）

第七十五条 気象庁の附属機関として、気象審議会を置く。

2 気象審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の定めるところによる。

第四款 地方機関

（地方機関）

第七十六条 気象庁に、次の地方機関を置く。

管区気象台

海洋気象台

（管区気象台）

第七十七条 管区気象台は、気象庁の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。

一 気象（海上気象を除く）、地象（地震及び火山現象を除く）、陸水象及び津波の予報及び警報に関すること。

二 気象（海上気象を除く）、地象及び陸水象の観測の成果及び情報の速報に関すること。

三 気象（海上気象を除く）、地象、地動及び陸水象並びにこれらに関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

四 気象（海上気象を除く）、地象及び陸水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

五 前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計

七
一
四

〔第五十九条〕
 十條・第六十一條
 第六十二條・第六十七條
 第六十八條・第七十六條
 第七十七條・第八十一條
 條・第八十三條
 に改める。

「第六十一条を第八十二条とし、第六十条を第八十一条とし、第六十一条を第八十三条とし、第六十条を第八十二条とし、に改める。」

第三章第四節の改正規定のうち、第六十七条中「第七十五条」を「第七十六条」に改め、第六十三条から第八十条までを一条ずつ繰り下げ、第六十二条の次に次の一条を加える。

(特別な職)

第六十三条 気象庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

附則第一項中「六月一日」を「七月一日」に改める。

附則第四項中「一四、三五二人」を「一四、三五〇人」に、「二五、三七〇人」を「二五、三六八人」に、「九、二〇二人」を「九、二〇〇人」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔保科善四郎君登壇〕

○保科善四郎君 たいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、気象業務の利用価値が交通、産業、學術等、広範な分野にわたって近年ますます高まりつつあることにかんがみまして、気象業務の運営

に万全を期するため、運輸省設置法等に所要の改正を加えようとするものであります。

その改正のおもなるものは次の三点であります。第一点は、運輸省の付属機関である中央気象台を運輸省の外局とし、気象庁とすることであり、第二点は、気象庁は気象業務を行うことを主たる任務とし、その長は気象庁長官とすることであり、第三点は、気象庁の機構について現行のものを踏襲することであり、すなわち、その機構につきましては、本庁の内部部局として総務、予報、観測及び海洋気象の四部を置き、付属機関として気象研究所、高層気象台、地震観測所、地磁気観測所、気象庁研究所、気象通信所及び気象測器製作所を置き、地方機関としては管区気象台及び海洋気象台を、また、これら事務の一部を分掌させるため、所要の地に地方気象台、測候所等を置くこととしております。

以上、本案の概要を申し上げたのでありますが、本案は、去る三月二十日当委員会に付託され、四月三日政府の説明を聞き、本日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党の太平洋委員より、一、気象庁長官には気象業務関係の技術者をもって充てることが必要であるから、行政面から長官を補佐する次長を一名置くこと、二、付属機関から外局となるに伴い、その準備のため

施行期日を一カ月延長すること等を趣旨とする修正案が提出されたのであります。

次いで、修正案と修正部分を除く原案とを一括して、討論を省略、採決の結果、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

なお、社会党の受田委員より、気象業務の重要性にかんがみ、

気象業務の運営は、各省に亘る関係機関との連絡を密にし、災害の防止、産業交通その他の社会活動に対する対策の万全を期する必要がある。従つて、機構上、予算上速かに適切な措置を講ずべきである。

との附帯決議案が提出され、この決議案も全会一致をもって可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であり、本案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三條を改正する議定書

の締結について承認を求めるの件

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三條を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三條を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して承認を求めるの件、右両件を一括して承認を求めたい。委員長の報告を求めます。外務委員長前尾繁三郎君。

千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三條を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三條を改正する議定書の締結について承認を求める。日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求め。

千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三條を改正する議定書

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(以下「協定」という)第三條を改正することを希望して、同条後段を「この農産物の贈与の総計は、商品金銀会社(コモディティ・クレディット・コーポレーション)建値で千五百万合衆国ドル(一五、〇〇〇、〇〇〇ドル)の小麦及び脱脂粉乳をこえなものとす。」に改めることに同意した。

昭和三十一年五月八日 衆議院會議録第四十五号
 千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三号を改正
 する議定書の締結について承認を求めるの件外一件
 七一六

この議定書は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの議定書を承認したことを通知する日本国政府の公文を、アメリカ合衆国政府が受領した日に効力を生ずる。この議定書に定めるものを除くほか、この議定書のいかなる規定も、協定の規定を改正し又はこれに影響を与えるものと解してはならない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百五十六年二月十日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

重光葵(署名)

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン(署名)

〔報告書は會議録追録に掲載〕

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定
 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

アメリカ合衆国による同国の改正後の千九百五十四年の農産物貿易の促進及び援助に関する法律の規定に基き同国の農産物の販売及び日本国によるその購入から生ずる相互の利益を考慮し、また、

前記の購入から生ずる資金を両国にとつて利益になる方法で利用すべきことを考慮して、次のとおり協定した。

第一条

1 アメリカ合衆国の改正後の千九百五十四年の農産物貿易の促進及び援助に関する法律第一章の規定に従い、アメリカ合衆国政府は、六千五百八十万合衆国ドル(六五、八〇〇、〇〇〇ドル)の額の同国の農産物について、千九百五十六年六月三十日に終る同国の現会計年度において与えられる購入許可に基き購入が行われるための資金を支出することを約束し、日本国政府は、その購入を取り計らうことに同意する。この額は、アメリカ合衆国政府が資金を支出する限度まで輸送費の額を含むものとする。

2 売買される農産物及びアメリカ合衆国政府が購入許可を与える各農産物の価額の限度は、次のとおりである。

農産物
 (単位百万合衆国ドル)

小麦	二七・三
大麦	四・八
とうもろこし	六・四
その他の飼料用穀物	一八・七
棉花	二・七
葉たばこ	五・九
海上輸送費(見積額)	六五・八
計	

第二条

1 アメリカ合衆国政府は、第一条にいう購入のため必要な合衆国ドルを支出するための措置を執るものとする。日本国政府は、その合衆国ドルの支出の通告を受領したときは、又は相互間で合意するその他の方法により、アメリカ合衆国政府による合衆国ドルの支出額と等価額の日本円が、当該取引の支払として、日本銀行におけるアメリカ合衆国政府の特別勘定(以下「合衆国勘定」という。)に積み立てられるための措置を執るものとする。

2 合衆国勘定に積み立てられる日本円は、複數為替相場が合法的に設けられない限り、当該農産物の合衆国ドルによる販売価額(運賃及び諸掛のうち、アメリカ合衆国政府が払いもどし、又は資金を支出する部分を含み、海上運賃のう

ち、農産物が合衆国の旗を掲げる船舶に積載されなければならないという合衆国における要件の結果として生ずる超過の費用の額を除く。)を、日本国政府が設定し、かつ、国際通貨基金との間で合意された日本円の平価で、アメリカ合衆国政府による合衆国ドルの支出の日に適用されているものによつて、換算した日本円とする。

第三条

1 この協定に基いて日本国が取得する農産物は、両政府が合意する場合を除くほか、日本国内で消費するものとする。日本国によるこれらの農産物の取得は、これらの又は同様の農産物をアメリカ合衆国に対する非友好国が入手する可能性を増大する結果をもたらしてはならない。

2 両政府は、この協定に基く農産物の販売が、世界市場における農産物価格を不当にくすし、アメリカ合衆国のこれらの農産物の通常の市場取引を排除し、又は世界の自由諸国間の貿易関係を實質的に害することがないように合理的な注意が払われるべきことを合意する。

3 両政府は、この協定を実施するに当り、民間の貿易経路をできる限り使用するよう努めるものとする。

第四条

1 アメリカ合衆国政府は、合衆国勘定に積み立てられた日本円の二十五パーセント(二五%)を、別段の合意がある場合を除くほか次に掲げる百分率で、次の目的のため使用するものとする。

- (1) 共同防衛のための軍事上の装備、資材、施設及び役務の調達のため 四十九パーセント
- (2) 他の国のための物品の購入及び役務の調達の資金に充てられた 三十三パーセント
- (3) 合衆国の農産物の新たな市場を両国の利益になるように発展させることを助長するため 八パーセント
- (4) 国際教育交換活動の資金に充てるため 八パーセント
- (5) 日本国における合衆国の債務を支払うため 二パーセント

2 この条の規定に基いてアメリカ合衆国政府が使用する日本円は、アメリカ合衆国政府が、その決定する方法及び優先順位により支出するものとする。ただし、アメリカ合衆国政府は、その支出金が日本国の経済に与える影響及び生ずるかもしれない日本国の利益との矛盾について妥当な考慮を払うものとする。

3 1の規定に基くアメリカ合衆国政府の支出金で、千九百五十四年

三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条及び附屬書Eの規定の適用を受けるものは、同条及び同附屬書に定める日本の関税及び租税の免除及び払いもどしを許されるものとする。

第五條

1 第二條に定める積立金の七十五パーセント(七五%)は、日本銀行を通じて合衆国ドルに交換することができるとし、日本銀行が合衆国ドルに交換するものとする。日本銀行は、その合衆国ドルを、アメリカ合衆国政府がワシントン輸出入銀行を通じて日本国政府に供与する借款に基く支出として、日本国政府に貸記するものとする。日本国政府は、次の条件で供与されるこの借款を受諾することと同意する。

(1) 期間 千九百五十六年四月一日から始まる四十年

(2) 支払日 年二回の分割払とし、利子の最初の支払は、千九百五十九年十月一日に行い、元金の最初の支払は、千九百六十年四月一日に行うものとする。

(3) 元金及び利子の支払 合衆国ドルで行うものとする。

(4) 利子

(i) 率 一年につき三パーセント

(ii) 最初の三年間は、利子を附さない。

(3) 及び(4)の規定にかかわらず、元金及び利子の支払は、いずれの支払日においても、日本国政府の単独の選択により日本円で行うことができるものとし、この支払の場合の利率は、一年につき四パーセントとする。アメリカ合衆国政府は、この規定に基いてアメリカ合衆国政府に支払われた日本円の使用計画に關しては、日本国の経済状態を考慮することに同意する。

(6) 借款のその他の細目及び手続並びに借款の変更は、日本国政府とアメリカ合衆国政府又はその機関たるワシントン輸出入銀行との間で相互に合意するものとする。

2 日本国政府は、前項に定める借款を、改正後の千九百五十四年の農産物貿易の促進及び援助に關する法律第百四條(8)の規定に合致する経済開発のため、合意された目的の範囲内で、隨意に使用するものとする。

第六條

この協定の実施のため必要な細目取極は、両政府の間で合意されるものとする。

第七條

両政府は、いずれか一方の政府の

要請があつたときは、この協定の適用又はこの協定に従つて行われる活動に關するいかなる事項についても協議するものとする。

第八條

この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認したことを通知する日本国政府の公文を、アメリカ合衆国政府が受領した日に効力を生ずる。

以上の証憑として、署名のために正当に委任されたそれぞれの代表者は、この協定に署名した。

千九百五十六年二月十日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

重光葵(署名)

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン(署名)

交換公文

(アメリカ側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された農産物に關するアメリカ合衆国と日本国との間の協定に關し、アメリカ合衆国政府が、日本国の学校児童の福祉計画を拡大するため、アメリカ合衆国の改正後の千九百五十四年の農産物貿易の促進及び援助に關する法律第二章の規定に基き、

進及び援助に關する法律第二章の規定に基き、千九百五十六年及び千九百五十七年のアメリカ合衆国の会計年度において与えられる譲渡許可に従つて若干の農産物の贈与を日本国政府に対して行い意向であることを閣下に通報する光榮を有します。アメリカ合衆国政府は、その贈与が相互に受諾することができるとする両政府間の取極に従つて行われるものと了解いたします。

本使は、さらに、閣下が、前記のことを日本国政府に代つて確認されることを要請する光榮を有します。

千九百五十六年二月十日

ジョン・M・アリソン

(署名)

日本国外務大臣

重光葵閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、昭和三十一年二月十日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本使は、本日署名された農産物に關するアメリカ合衆国と日本国との間の協定に關し、アメリカ合衆国政府が、日本国の学校児童の福祉計画を拡大するため、アメリカ合衆国の改正後の千九百五十四年の農産物貿易の促進及び援助に關する法律第二章の規定に基き、

千九百五十六年及び千九百五十七年のアメリカ合衆国の会計年度において与えられる譲渡許可に従つて若干の農産物の贈与を日本国政府に対して行い意向であることを閣下に通報する光榮を有します。アメリカ合衆国政府は、その贈与が相互に受諾することができるとする両政府間の取極に従つて行われるものと了解いたします。

本使は、さらに、閣下が、前記のことを日本国政府に代つて確認されることを要請する光榮を有します。

本大臣は、さらに、日本国政府が前記の贈与を受け入れる用意を有すること及び同政府も前記の贈与が相互に受諾することができるとする両政府間の取極に従つて行われるものと了解することを申し述べる光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

昭和三十一年二月十日

日本国外務大臣

重光 葵(署名)

日本国駐在アメリカ合衆国特命全權大使

ジョン・M・アリソン閣下

〔報告書は会議録追録に掲載〕

昭和三十一年五月八日 衆議院會議録第四十五号 千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件外一件 七一八

〔前尾繁三郎君登壇〕

○前尾繁三郎君 たいま議題となりました千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件並びに農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

まず、農産物に関する日米協定について説明いたします。この協定は、昨年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日米協定に次ぐ第二次の協定でありまして、その内容においてはほとんど同様であります。ただ、第一に、農産物の買付総額が八千五百万ドルから六千五百八十万ドルに減額されましたこと、第二に、買付品目が小麦、大麦、トウモロコシその他の飼料、綿花及び葉タバコとなつて、第一次協定の際の米を除いて飼料を加えたこと、第三には、積立円の使用率を、日本側七〇%から七五%に増率されたこと、第四に、贈与につきまして、条

文からはずして付属交換公文で定めたことなどの差異があります。借款の条件等も全く同一であります。

この協定は、昨年七月から東京において米国側との間で非公式な折衝を開始し、次いで、九月に河野農林大臣の

米国訪問の際に、ワシントンにおいて正式に品目、金額、積立円の使用区分等につき話し合いの妥結を見まして、ワシントンにおいて協定文の仮調印が行われたのであります。

しかるに、この協定の正式署名は、昨年五月の第一次協定第三条に基く第一年度の農産物の贈与に関する細目及び第二次協定に伴う第二年度以降の農産物の贈与についての両国政府間の話し合いが妥結した後に行うことになつておりましたので、その後、東京において贈与に関する取りきめの交渉が行われ、両政府間で意見の一致を見ましたので、去る二月十日東京において本協定及び議定書の署名が行われたのであります。

議定書につきましては、第一次協定第三条によれば、わが国が贈与を受ける農産物は千二百万ドルをこえない小麦及び脱脂粉乳並びに三百万ドルをこえない綿花となつておりましたが、その後、両国政府間の話し合いの結果、綿花分を小麦及び粉乳に振り当てることに合意が成立しましたので、第一次協定第三条を改正することに相なった次第であります。

この協定によりまして、わが国は輸入を必要とする農産物を六千五百八十万ドルまで円をもつて購入することができるようになりました。その購入によつて積み立てられる円資金のうち、ドルに交換された七割五分、約四千九百万ドルをわ

が国の経済開発のための借款として受けることができ、また、第一次協定によつて予定されておりました第一年度の千五百万ドルの贈与に引き続いて、第二年度以降数年間にわたつて贈与を受けることにより、わが国の児童福祉計画を拡大することができることになるのであります。

本二案件は、二月二十三日日本委員会に付託されましたので、外務委員会並びに外務、農林水産連合審査会を開き、政府側の提案理由の説明を聞き、質疑を行いました。その詳細は議事録によつて御了承願います。

かくて、質疑終了の後、五月八日討論に入り、右二案件を一括して討論を行いましたところ、日本社会党福田昌子君並びに小会派岡田春夫君から反対の意見が表明され、自由民主党伊東隆治君から賛成の意見が表明され、直ちに採決の結果、本二案件はいずれも多数をもつて承認すべきものと議決されました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。福田昌子君。

〔福田昌子君登壇〕

○福田昌子君 私は、日本社会党を代表いたしました。たいま議題となりました日米間の余剰農産物に関する協定及び交換公文に對して反対の意見を申し上げるものでござ

います。(拍手)以下、その趣旨を簡単に申し上げたいと存じます。

本協定及び交換公文は、一言にしてこれを申し上げますならば、アメリカのあり余つております余剰農産物に對して、わが国はかりの借款と一部の贈与といふえさにつられて飛びつき、わが

国にとりましては、さしあたって必要でもない余剰農産物までも買い込みまして、これによつてアメリカの農業恐慌を日本にまでも持ち込み、さらにはまた、日本国民のアメリカに對する従属性に拍車をかけ、そして、ひいては日本経済の自立を阻害して、東南アジア貿易の門戸を狭くする、こういう内容のものでございます。(拍手)

まず第一に、私もが了解に苦しみますことは、御承知のように、本年度は、昨年度の未曾有の豊作を受けまして、食糧事情はきわめて好転いたしておるのでございます。それにもかかわりませず、輸入食糧の分につきましては、大体昨年度並みの量を、ことしも輸入することに相なつておるのでござ

います。そのさらに上積みとなります本協定によるより余剰農産物の買い入れに對しまして、ことに、昨年度よりも、小麦の買付などは四百八十万ドルも上回る量を、本協定によつて買い入れようといふこととござい

ます。そればかりではございません。今日、まことに貧乏な日本国内におきましても、政府の経済政策の失敗のため

に、葉タバコあるいは綿花の原材料は三、四年分もストックいたしておるのでございます。この上に、また本協定によりまして、多量の葉タバコと綿花をアメリカから買い入れようといふのでございます。

政府の御説明によりまして、こういうものは腐らないから買い入れるのだといふこととござい。かような状態におきまして、アメリカから押しつけられて買わされる余剰農産物のために、日本の農村はますます貧困化への道をたどらされておるのでござい

ます。御承知のように、今日におきましては、国内の小麦価格も低落いたし、その生産量も低減の一路にあるのでござい。政府自体が国内の農業開発に非常に誠意を欠いて参りつたこと、本三十一年度の予算の全貌を見ましても明らかであるのでござい

ます。かような日本国内の農業政策に對しましては、政府の態度がこのままで推移いたしますならば、勢い日本農業は破滅の道をたどる以外にはないのでござい。 (拍手) こういう大きな犠牲を払つてまでも、今日政府がこのアメリカの余剰農産物の協定に飛びつく意

図を、私もは全く了解するに苦しむのでござい。 (拍手)

一方、アメリカにおきましては、御承知のように、小麦も、葉タバコも、綿も、国内需要量の二倍以上を生産いたしまして、その過剰生産をてあま

しておるのでございます。そこで、アメリカは、一昨年、国内法四百八十号を制定いたしました。この余剰農産物を最も有利に他国に売り込む方法を考えたのでございます。今回の協定は、この四百八十号のアメリカの国内政策を押しつけられて、政府がそのアメリカの圧力に屈した、いわば日本の従来の卑屈外交そのものの一つの現われと見ても差しつかえないのでございます。(拍手)

政府は、これらの農産物の買付にはドルが要らないことを強調いたしました。しかし、いづれにいたしまして、これは借款であり、年三分の利子がつけられるのでございます。そして、昨年度の余剰農産物買受けの協力によります借款分までも合せますと、すでに一億ドル以上の借金をいたしておることに相なっておりますのでございます。しかも、その利子分だけを考えても、長期借款といたしまして、最終年度支払います利子分だけでも五千万ドルをこえるということが言われておるのであります。また、さらに、鳩山内閣の御意思によりますと、来年も、再来年も、さらにまたその先も、この余剰農産物を買付ける御所存のようでございますが、このことは、言いかえますと、ますます借金を増加いたしました。私どもの子々孫々にまでもその債務の責任を負わすことに相なるのでございます。(拍手)

個人間におきまして、借金のある者は債権者に頭が上りません。国家間におきましても全く同様でございます。しかも、この余剰農産物協定によります借款分の使用につきましては、アメリカはうるさく干渉いたしました。結局日本国内の使用にまかされた分につきましては、その使用いたしました部分は、大資本の資本の蓄積や、戦略目的にのみ使われるように、アメリカが陰に陽にワクをはめて参っておりますのでございます。ことに、今回輸入いたしました農産物の輸送に当りましては、アメリカの商船法で、その五〇%までがアメリカの船で運送しなければならぬことに相なっております。しかも、それはドルで支払わなければならないばかりでなく、アメリカの運賃というものは、世界一高い運賃でございます。こういう点を考えましても、アメリカが、実にこまかいところまでも、まことにそろばん勘定の高い国であるということがわかるのでございます。(拍手)

さらに、本協定を、わが国の貿易促進の立場に立つて考えますならば、こゝに東南アジア貿易の発展のためにも非常に考慮しなければならぬ点があるのでございます。農産物の輸出をその第一義といたしております東南アジアに對しまして、その最も必要な農産物の輸入を、日本がアメリカ一辺倒に傾きますということは、ひいては、結局、大切な東南アジアへの見返り輸出の道をみずからふさぐところの懸かな政策に相なるのでございます。(拍手)

次に、また、本協定につきまして見落してならない最も大切なことは、この協定が、一つには、アメリカの自由国家防衛という対外防衛政策に結びつき、二つには、また米ソの対立の渦中にますます引き込まれて、アメリカへの従属性を一そう強化するといふ、この点でございます。このことは、本協定の基本法でありますアメリカの公法四百八十号の第二条、第四百四条、第三百四条によりまして明白であるのでございます。このような二つの世界の対立と抗争を目的とするような経済、外交政策に對しましては、これまた私どもは絶対賛成することができないのでございます。(拍手)

さらに、また、今回は昨年度の協定と異なりまして、余剰農産物の贈与分に關しまして、協定と切り離して新しく交換公文といたしました。ちよつと考えますと、ただでくれる贈与というものは、まことにありがたいように考へられるのでございますが、これを詳細に検討いたしますと、これまた、アメリカにとつてはきわめて都合、日本にとつてはきわめて不利、苛酷な条件がつけられておることを知るのでございます。この贈与は小麦及び脱脂粉乳であり、学童の給食用に使われることと相なっております。もとより、私どもは、給食そのものには賛成であります。しかし、この大切な給食を軍備の犠牲にしてはならないといふことを主張し続けて参っております。そして、また、その増進、向上に努力をいたしておるのでございますが、問題は、その学童給食がいかなる形で行われるかというところに大切な点があるのでございます。

本協定の規定によりますれば、拡大された学校給食計画がきわめて詳細に規定されて、その計画の実施に伴う運賃、事務費、運営費用などは全部当然日本の負担になることがきめられております。しかも、この贈与は、本年度を第一年度とする千五百万ドルがら年々通減されて、第五年度以降においては贈与が行われないことに相なっておりますのでございます。しかし、贈与が打ち切られても、日本政府は、初年度千五百万ドル分の贈与のときに決定された学童給食のそのワクを継続する義務があることに相なっておりますのでございます。このことは、資料の面から考えますと、学童給食に必要な分は今後もアメリカの余剰農産物の買付をしなければならぬといふことを暗に強要したていることに相なるのでございます。(拍手) しかも、ストック分の処分を急ぎます余りに、アメリカは、この贈与分の第四年度の分

までも、一九五七年六月三十日、つまり来年度までにその譲渡の手續を完了しなければならぬことを、日本政府に要求いたしております。しかも、その贈与分の余剰農産物を学童に給食いたしますに必要な日本政府の負担分につきましては国会の承認を得ることを要求いたしておるのでございます。つまり、このことだけを見ましても、わが国の将来の予算までもアメリカが拘束することに相なっておりますのでございます。一休、アメリカには、日本の純然たる国内問題であります学童給食の基準までも規制するほどの権利があるのでございます。しかも、これは四層以外の何ものでもないといわざるを得ないのであります。

なお、この贈与農産物の利用につきましては、四半期ごとにアメリカ政府に通報する義務が負わされておるのでございます。また、その効果的な利用を確保いたしますために、日本政府は、アメリカ側の要求に應じて現場の視察にも同行いたし、また、その配給、利用などの諸状況につきまして公衆に周知徹底させるところの広報活動を行うことが義務づけられておるのでございます。つまり……

○副議長(杉山元治郎君) 福田君、申し合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

昭和三十一年五月八日 衆議院會議録第四十五号

千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条を改正する議定書の締結について承認を求めたの件外一件

七二〇

○福田昌子君(読) このことは、一言にして言いますと、アメリカからいただくもので、大へんにありがたいことですよ、大へんにありがたいことですよ、大へんにありがたいことに宣伝しなければならぬ義務が負わされておるのでございます。

かくのごとくいたしまして、次の世代をにらみ児童にアメリカへの卑屈と従属性を強要しようというのが、この交換公文の内容なのでございます。

(拍手) 結局、この贈与は、私心のない人道的な贈与では決してないのでありまして、むしろ、きわめて巧妙な、まきさであるということに気づかなければならぬのでございます。(拍手) 古来から、ただほど高いものはないというこゝろがございしますが、私は、まさに、この贈与分が、将来の日本及び日本人にとりまして、精神的にも、物質的にも、どれほど高いものにつくか、はかり知れざるものがあることを、衷心よりおそれるものでございします。(拍手)

以上数点の理由によりまして、私も、わが国の将来の運命に重大な損害を及ぼす本協定と交換公文に対しまして、この際断固として反対せざるを得ないのでございします。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 伊東隆治君。

〔伊東隆治君登壇〕

○伊東隆治君 私は、ただいま議題となりました農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件並びに千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件について、自由民主党を代表いたしまして賛成の意を表明せんとするものでございします。(拍手)

本協定は、改正後の千九百五十四年の農産物貿易の促進及び援助に関する法律に基きまして、アメリカ合衆国の余剰農産物を円貨で購入し、これによって生ずる円貨資金を、わが国が長期の借入をするに協定したものでございします。同趣旨の協定は、昨年においてもわが国との間に締結し、これによって生じた円貨資金の七〇%が、借款として、電源開発、農業開発等、それぞれわが国の経済発展に不可欠の重要産業部門に投資せられたことは、皆様御存じの通りでございます。今回の協定による農産物の買付は、前回分より幾分減額されて、六千五百八十万ドルとなつておるのでございますが、わが国が借入いたします分は、前回分よりも増率されまして、その七五%となつておるのでございます。これらの資金は、前回同様、わが国の重要産業部門に融資されるので、これによってわ

が国の経済の発展がさらに大きく期待されることばもちろんでございます。このように、われわれが本協定に賛成いたします第一の理由は、当然にわが国が必要としたしております農産物が、外貨によらずして円貨で購入し得るという点でございます。しかし、一部には、このことによつて通常の貿易のワケが狭められる結果、特に東南アジア諸国との間の貿易に支障を来たすのではないかと危ぶむ向きもございしますが、こうした理由もありません。

今回は米の購入は取りやめたのでございします。このことによりまして、今回の協定によりまして農産物の購入が東南アジア諸国の輸出と競合することは全くなつたのでございします。また、小麦にいたしまして、昨年の実績より見ましても、通常の輸入量を圧迫したということも特に見られなかつたのでございします。従ひまして、今回におきまして、協定によりまして数量程度の農産物を購入いたしました。わが国の通常の貿易並びに農業全般にわたつた影響はないものと確信いたす次第であります。

ないような長期でありまして、また利率におきましても、最初の三年間は据え置きで、第四年目から三%ないし四%という、一般よりもはるかに低いものであり、しかも、返済通貨は円もしくはドルのいずれでもよく、すべてわが国の裁量にゆだねられてゐることなどは、この借款がいかに有利であるかを明らかに物語つてゐるのでございします。この借款によるわが国の経済的利点についてはすでに申し上げましたので、今さら繰り返す必要はございません。

第三点としてあげられますのは、交換公文による学童用の贈与によるものでございします。贈与は、初年度の千五百万ドルより順次減額せられることになつておりまして、第二年度分は千二百五十万ドルとなつておりますが、いづれにせよ、これによる学童の給食が拡大せられます事実は、何としても認めざるを得ないのでございします。しかも、これらの量は、総体といたしまして、さほど大きなものでないために、わが国の貿易及び農業に及ぼす影響はまずないものと確信いたすものでございします。それに、また、贈与分は漸次減額されますので、それだけの不足分を国内産のもので調達いたしますとすとならば、農業、酪農業の増産の刺激となり得ることは、当然にまた考えられるのでございします。

しかし、私は、本協定に賛成するに当たりまして、二、三、政府の善処と特段の努力とをここに強く要望いたしたいのでございしますが、それは、購入した農産物の輸送の問題でございます。米国の法律によりまして、余剰農産物の輸送は、その五〇%が米国船によらねばならないことになつておりますが、この点は、各国が購入をちゅうちよする最大の原因となつておることは事実でありまして、わが国におきましても、同様に、このために多額の外貨払いが余儀なくされてゐるのでございします。この点については、政府におきましても十分留意されまして、今後は、こゝろ規定をはずしてもらうよう、特段の努力を払われますよう要望いたす次第であります。このことにつきま

して、最近の新聞報道によりまして、米国でも考慮され始めてゐる由でございします。政府の努力次第によつては、これが実現も十分に可能性はあるものと信ずる次第でございます。次に、円貨による借款によりまして、使途についてでございます。この使途については、交換公文の第五に列記されておりますが、いやくも米国の指示によるものであるかのような印象を国民に与えるようなことは厳に慎んでいただきたいというのでございします。これは、あくまでも自主的に、独自の観点から、わが国の経済に寄与する目

的に使用されるものであることは、あわせて国民に周知せしめることが緊要であると考え次第でございます。しこうして、その列記されている使途のうち、電源開発等もさることながら、特にわが国農民全体の福祉に直接関係を持つところの事業、たとえば、灌漑、排水、干拓及びこれらに関連する事業並びに森林、畜産及び水産等に関する事業に主として向けられるように、一段の努力をしていただきたいのであります。

私は、以上の要望を特に強調いたしまして、私の賛成討論を終る次第であります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) これにて討論は終局いたしました。

両件を一括して採決いたします。両件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。

よって、両件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○副議長(杉山元治郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 鳩山 一郎君

外務大臣 重光 葵君

大蔵大臣 一萬田尚登君
國務大臣 石橋 湛山君
運輸大臣 吉野 恒次君
國務大臣 倉石 忠雄君
建設大臣 馬場 元治君
國務大臣 太田 正幸君
國務大臣 正力松太郎君
出席政府委員

内閣官房長官 根本龍太郎君
法制局長官 林 修三君
行政管理局長 岡部 史郎君
管理部長 田上 辰雄君

北海道開発庁次長 柏原益太郎君

北海道開発庁企画室長 後藤 博君

自治庁財政部長 大來佐武郎君

経済企画庁企画部長 植田 俊雄君

開港部長 谷垣 專一君

農林大臣官房長 伊能繁次郎君

運輸政務次官 朝田 靜夫君

運輸大臣官房長 朝田 靜夫君

運輸大臣官房長 朝田 靜夫君

朗読を省略した報告

一、去る四月二十七日、内閣総理大臣から、同月二十三日付をもって要求した在外財産問題審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件は撤回する旨の申出があった。

一、去る二日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和三十九年度第二・四半期における國庫の状況
一、去る二日、益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

中央氣象台長 和達 清夫
一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る二日議長において承認した和達清夫を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、今八日、内閣総理大臣から、在外財産問題審議会委員に本院議員愛知 一君、同受田新吉君、同大平正芳君、同藤枝泉介君、同古屋貞雄君、参議院議員遠藤柳作君、同小西英雄君、同田畑金光君及び同竹下登次君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 松村 謙三君

農林水産委員 井出 一太郎君

予算委員 松岡 松平君

決算委員 松野 頼三君

白濱 仁吉君 辻 政信君

内閣委員 辻 政信君

農林水産委員 松野 頼三君

松野 頼三君 白濱 仁吉君

松野 頼三君 白濱 仁吉君

松野 頼三君 白濱 仁吉君

松野 頼三君 白濱 仁吉君

松野 頼三君 白濱 仁吉君

松野 頼三君 白濱 仁吉君

松野 頼三君 白濱 仁吉君

松野 頼三君 白濱 仁吉君

松野 頼三君 白濱 仁吉君

松野 頼三君 白濱 仁吉君

松野 頼三君 白濱 仁吉君

予算委員 井出 一太郎君
決算委員 松岡 松平君
松村 謙三君
一、昨七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 坂本 泰良君
法務委員 片山 哲君

建設委員 木崎 茂男君

予算委員 小松 幹君

田中伊三次君 多賀谷眞徳君

八百板 正君 戸塚九一郎君

一、昨七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 片山 哲君

法務委員 坂本 泰良君

田中伊三次君 坂本 泰良君

戸塚九一郎君 田中 彰治君

建設委員 田中 彰治君

予算委員 八百板 正君

決算委員 戸塚九一郎君 吉川 兼光君

小松 幹君 田中伊三次君

一、去る二日公職選挙法改正に関する調査特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 三田村武夫君(理事瀬上房太郎君去る四月十九日委員辞任につきその補欠)

理事 三田村武夫君(理事瀬上房太郎君去る四月十九日委員辞任につきその補欠)

理事 三田村武夫君(理事瀬上房太郎君去る四月十九日委員辞任につきその補欠)

理事 三田村武夫君(理事瀬上房太郎君去る四月十九日委員辞任につきその補欠)

理事 三田村武夫君(理事瀬上房太郎君去る四月十九日委員辞任につきその補欠)

理事 島上善五郎君(理事島上善五郎君去る四月十七日委員辞任につきその補欠)

一、去る四日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 田中織之進君 滝井 義高君

山下 榮二君

一、去る四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 森島 守人君 三鍋 義三君

門司 亮君

一、去る五日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 山本 利壽君 山田 長司君

一、去る五日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 二階堂 進君 坂本 泰良君

一、昨七日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 坂本 泰良君 三鍋 義三君

門司 亮君

門司 亮君

門司 亮君

門司 亮君

門司 亮君

門司 亮君

門司 亮君

門司 亮君

門司 亮君

門司 亮君

門司 亮君

門司 亮君

門司 亮君

門司 亮君

門司 亮君

門司 亮君

昭和三十一年五月八日 衆議院會議第四十五号 議長の報告

一、昨七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員

委員

山田 長司君 滝井 義高君
山下 榮二君

一、文教委員長から提出した次の公職開会承認要求に対し、議長は去る二日これを承認した。

公職開会承認要求書

一、公職開会承認要求書

教科書法案（内閣提出第一二二号）

教科書法案（辻原弘市君外八名提出、衆法第四四号）

一、意見を聞くとする問題

教科書法案（内閣提出）及び教科書法案（辻原弘市君外八名提出）について

右によつて公職開会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

昭和三十一年四月三十日

文教委員長 佐藤 勲次郎

衆議院議長益谷秀次殿

一、去る二日内閣から提出した議案は次の通りである。

充春防止法案

一、去る二日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案

一、去る二日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

倉庫業法案

国防会議の構成等に関する法律案

電源開発促進法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案

性病予防法等の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律案

一、今八日提出した緊急質問は次の通りである。

全国的霜害対策に関する緊急質問（神田大作君提出）

一、去る一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員福田篤泰君提出立川市の井戸水汚染に対する日米安全保障条約に基く行政協定による補償に関する質問に対する答弁書

立川市の井戸水汚染に対する日米安全保障条約に基く行政協定による補償に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

提出者 福田 篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

立川市の井戸水汚染に対する日米安全保障条約に基く行政協定による補償に関する質問主意書

昭和二十七年五月、立川市全域の三分の二以上にわたり、井戸水の中にガソリンが混入するという事件が発生し、関係市民二万八千名は多大な被害を受けた。汚染の原因につき同年七月一日、米軍第三百七十四輸送部隊の司令官ハオー大佐より公文書をもつて立川市長宛に米軍側の責任を認めてきたが、昭和二十九年四月、補償金の前渡しとして見舞金の形で日本政府より二千九百四十七万七千三百円を交付された。しかるにその後、日米双方において、汚染の原因につき意見の対立をみ、ついに三十年一月日米合同委員会に附議され今日に至つており、なんらの解決をみていない。この未解決は、直接には立川市民の多大なる被害を放任することとなり、間接には、日米両国国交上重大な悪影響を与えつつある。ここに次の点に關し、政府の具体的見解を伺いたい。

一 日本政府側の分析実験の結果、米軍のガソリンなることが証明されたことであるが、いかなる理由と根拠をもつて米軍側は否認したのか。

一 一度、公文書をもつて米軍の責任を認めながら、その後に至つて

米軍側が責任を回避していることに対し、政府は米軍側の否認を認めるのか。認めないとすれば、いかなる措置をとつたか。また今後いかなる措置をとらんとするのか。

一 従来の日米合同委員会における審議の経過並びにそのみとおしについて伺いたい。

一 日米両国の見解が対立し、水掛論となるおそれがある場合、政府は、具体的にいかにして現実の被害に対する補償を行わんとするのか。

右質問する。

昭和三十一年五月一日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議員福田篤泰君提出立川市の井戸水汚染に対する日米安全保障条約に基く行政協定による補償に関する質問に対する答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員福田篤泰君提出立川市の井戸水汚染に対する日米安全保障条約に基く行政協定による補償に関する質問に対する答弁書

よれば、基地内のパイプ破損箇所附近には多数の旧日本陸軍の埋没ドラム罐が発見されたこと、米軍側の分析試験、地質検査の結果によれば、本件損害は米軍側の貯油施設の破損等に起因するということ、ならぬ根拠も認められないこと、及び日本側の分析試験等の調査結果は認め難いことなどを理由にその責任を否定したものである。

二 本件のごとき行政協定第十八条の規定に基く損害補償案件に關する米軍側における正式の交渉機関は担当法務官であることを日米相互に文書により確認しているもので、本件の担当法務官でない米極東空軍第三百七十四輸送部隊司令官ハウイ大佐が、行政協定第十八条の規定に基く被害者よりの損害補償申請書提出前に、その見解を示した立川市長あての書翰の効力は、直接的には本案件処理に影響を及ぼすものではないと考える。

しかしながら、政府としては、日本側の化学的調査の結果を否認しようとする米軍側の態度を容認することはできないので、数次にわたつて折衝を重ねたが、米軍側はその責任をあくまで否定して結論を得られなかつたため、やむなく本件の解決を日米合同委員会の付託に求めた次第である。

よれば、基地内のパイプ破損箇所附近には多数の旧日本陸軍の埋没ドラム罐が発見されたこと、米軍側の分析試験、地質検査の結果によれば、本件損害は米軍側の貯油施設の破損等に起因するということ、ならぬ根拠も認められないこと、及び日本側の分析試験等の調査結果は認め難いことなどを理由にその責任を否定したものである。

二 本件のごとき行政協定第十八条の規定に基く損害補償案件に關する米軍側における正式の交渉機関は担当法務官であることを日米相互に文書により確認しているもので、本件の担当法務官でない米極東空軍第三百七十四輸送部隊司令官ハウイ大佐が、行政協定第十八条の規定に基く被害者よりの損害補償申請書提出前に、その見解を示した立川市長あての書翰の効力は、直接的には本案件処理に影響を及ぼすものではないと考える。

しかしながら、政府としては、日本側の化学的調査の結果を否認しようとする米軍側の態度を容認することはできないので、数次にわたつて折衝を重ねたが、米軍側はその責任をあくまで否定して結論を得られなかつたため、やむなく本件の解決を日米合同委員会の付託に求めた次第である。

よれば、基地内のパイプ破損箇所附近には多数の旧日本陸軍の埋没ドラム罐が発見されたこと、米軍側の分析試験、地質検査の結果によれば、本件損害は米軍側の貯油施設の破損等に起因するということ、ならぬ根拠も認められないこと、及び日本側の分析試験等の調査結果は認め難いことなどを理由にその責任を否定したものである。

二 本件のごとき行政協定第十八条の規定に基く損害補償案件に關する米軍側における正式の交渉機関は担当法務官であることを日米相互に文書により確認しているもので、本件の担当法務官でない米極東空軍第三百七十四輸送部隊司令官ハウイ大佐が、行政協定第十八条の規定に基く被害者よりの損害補償申請書提出前に、その見解を示した立川市長あての書翰の効力は、直接的には本案件処理に影響を及ぼすものではないと考える。

しかしながら、政府としては、日本側の化学的調査の結果を否認しようとする米軍側の態度を容認することはできないので、数次にわたつて折衝を重ねたが、米軍側はその責任をあくまで否定して結論を得られなかつたため、やむなく本件の解決を日米合同委員会の付託に求めた次第である。

よれば、基地内のパイプ破損箇所附近には多数の旧日本陸軍の埋没ドラム罐が発見されたこと、米軍側の分析試験、地質検査の結果によれば、本件損害は米軍側の貯油施設の破損等に起因するということ、ならぬ根拠も認められないこと、及び日本側の分析試験等の調査結果は認め難いことなどを理由にその責任を否定したものである。

二 本件のごとき行政協定第十八条の規定に基く損害補償案件に關する米軍側における正式の交渉機関は担当法務官であることを日米相互に文書により確認しているもので、本件の担当法務官でない米極東空軍第三百七十四輸送部隊司令官ハウイ大佐が、行政協定第十八条の規定に基く被害者よりの損害補償申請書提出前に、その見解を示した立川市長あての書翰の効力は、直接的には本案件処理に影響を及ぼすものではないと考える。

三 昭和三十年三月十日第百十回日米合同委員会に本件を付託したが、その後米軍側からはなんらの回答も得られなかつたので、督促した結果本年三月八日第百三十二回日米合同委員会において米側代表からさきに表明した外国補償委員会の結論にはなんら変更すべきところがなく、従つて米軍側にはなんらの責任もない旨の回答に接するにいたつた。

四 政府としては、本件の損害の原因はあくまで米軍側にあること、及び米軍側の主張にはなんら本件の責任を否定すべき具体的理由が認められないこと等にかんがみ、日米合同委員会において重ねて米側がその責任を否定する具体的理由を質すべく目下準備中であるので、本件に関する補償措置については、これが交渉の結果を待つて考慮することといたしたい。

右答弁する。

昭和三十一年五月八日 衆議院會議錄第四十五号

七二四

明治三十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部

十五円
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一(東京官報課)